

# ビジネスマスター・プラス

事業活動総合保険

2025年1月改定



## 一石五鳥の 企業保険。

一契約で、事業のリスクをまるっと補償！

①  
**モノ**  
のリスク

②  
**休業**  
のリスク

③  
**賠償**  
のリスク

④  
**ケガ**  
のリスク

⑤  
**病気**  
のリスク





すべての事業者の皆さんへ



選ばれている事業活動総合保険

# ビジネスマスター・プラス

契約件数25万件突破!

皆さんに選ばれています  
カンタン・安心な企業保険

届いています! // ご契約者さまからの喜びの声



保険というサポートがあるので、新たな挑戦につながっています!

新規事業には失敗がつきものですが、保険という安心感が、従業員が新しいフィールドに挑戦することの後押しとなっています。



より安心して働ける職場環境を整えることができました!

この保険ならケガだけでなく病気の補償もできるということを従業員に伝えたら、満面の笑顔で「それは嬉しい」と言ってくれました。



保険がないとリスクで仕事が進められません!

事故防止にももちろん努めていますが、保険があることで安心して仕事に取り組めます。



万が一の事故やお困りごとがあっても安心！

## 「ビジネスマスター・プラス」が選ばれている

### 5つの理由

#### POINT1



リスクには備えたい。  
だけど管理が煩わしいのは嫌だ…

1契約でさまざまな  
リスクを  
包括補償！

#### POINT2



必要な補償だけ契約したい…

事業に合わせて  
ぴったりな  
補償が選べる！

#### POINT3



見積りに必要な情報が多くて  
手間がかかるのは嫌だ…

お見積り・  
ご契約の手続きが  
カンタン！

#### POINT4



店舗の出店、設備の入替が  
あったら連絡が必要かな…

期間中の  
メンテナンス不要！  
万が一の事故が  
あっても安心！

#### POINT5



病気のリスクにも備えたい…

ここが違う！  
新たな補償で  
さらなる  
安心を！

# 5つの補償〔ユニット〕で、 ビジネスのさまざまなリスクに 対応します。

設備・什器等、  
商品・製品等の補償

## □ 物損害 ユニット



詳しくは P.7 ~ P.12

例えばこんなときに…

大雨による洪水で  
事務所が浸水、  
会社の設備が破損した。



新入社員が操作方法を  
誤り、製造機械を  
壊してしまった。



オプション特約

地震の揺れにより  
什器・備品が破損した。



(地震危険補償特約)

工事対象物等に  
に関する補償

## □ 工事物 ユニット



詳しくは P.13 ~ P.18

例えばこんなときに…

建設中の家が  
火災により全焼した。



工事現場に置いていた、  
支給材のケーブルが盗まれた。



オプション特約

自社所有のブルドーザーが、  
誤操作により破損した。



(工事用仮設備・  
工事用機械器具補償特約)

営業休止時の  
利益や費用に関する補償

## □ 休業 ユニット



つづける事業・マスター

詳しくは P.19 ~ P.26

例えばこんなときに…

水道管破損により店舗が水漫  
しになり、営業を停止した。



主要取引先の部品製造会社の  
工場が破産して部品が納品さ  
れず、休業に追い込まれた。



オプション特約

自社システムの不具合に  
より業務が中断した。



(ネットワーク中断による  
休業損失等補償特約)



ワイドプランなら  
サイバーリスクも標準補償!

偶然な事故による  
損害賠償責任の補償

## 賠償 ユニット



詳しくは P.27 ~ P.44

例えばこんなときに…

従業員がメールの送信先を誤り  
顧客の個人情報を漏えいさせた。



リース中のショベルカーを  
作業中に破損させた。



オプション特約

### 賠責 PRO 特約



設置工事の施工不良で空調設備が  
使用できなくなり、  
発注企業の営業を  
休止させてしまった。

詳しくは P.33

労働災害や病気・  
所得の補償

## 傷害 ユニット



詳しくは P.45 ~ P.52

例えばこんなときに…

業務中に荷物が落下して  
ケガをし手術を受けた。



業務中に熱中症で具合が  
悪くなり、入院した。



オプション特約

### M 医 メディカル・マスター



持病の糖尿病の症状が  
悪化し、  
入院した。

詳しくは P.53 ~ P.62



5つの補償[ユニット]に  
共通した特約



## オプション 特約

詳しくは P.63 ~ P.64

例えばこんなときに…

過度なクレームの円満な  
解決までをサポート！

カスタマーハラスメントの  
対応について、弁護士に  
委任した。



(弁護士費用等補償特約)

従業員の窃盗や横領を補償！

経理を担当している従業員が  
会社の現金を持ち逃げした。



(従業員による不誠実行為補償特約)

# 「想定外」に備える保険で… 共に目指したい ずっとつづく企業



万が一の事故で売上が減少したときの  
**営業利益の損失<sup>(注1)</sup>と所定の固定費<sup>(注2)</sup>を補償します!**

## 取引先のまさか! による利益減少も対象!

自社で事故が起きた場合はもちろん、  
**取引先での事故や破産などによる自社の利益減少まで補償!**  
仕入先や販売先などの取引先は告知不要で、  
**まとめて補償します!**



## 売上減少時にかかる費用も補償!

事故によって減少してしまった営業利益だけでなく、  
通常営業時も変わらず必要になる所定の固定費<sup>(注2)</sup>も補償!



(注1) 利益減少の影響割合に応じた額をお支払いします。詳細はP.22をご覧ください。

(注2) P.22の対象経常費をいいます。一部の費用については所定の割合を乗じ、利益減少の影響割合に応じた額をお支払いします。詳細はP.22をご覧ください。

(注3) 主要取引先についての詳細は、P.24をご覧ください。

(注4) 火災、落雷、風災、水災、電気的事故、機械的事故等が対象です。

## 設計はカンタン5ステップ

詳しくは P.69、P.70

### Step1

必要なユニット・オプション特約をお選びください。

プラン	選択可能なユニット	物損害 ユニット	工事物 ユニット <sup>(注5)</sup>	休業 ユニット	賠償 ユニット	傷害 ユニット
総合プラン	◎	○	○	○	○	◎
傷害プラン	-	-	-	-	-	○

◎: 2つ以上のユニットを選択して契約できます。

○: 2つ以上のユニットを選択または1つのユニット単独で契約できます。(傷害プランでは傷害ユニットのみ選択可能です。)

(注5) 工事業務を行っている場合のみ、工事物ユニットをお選びいただけます。



# 病気と所得の補償で、 役員・従業員の皆さんに さらなる安心を!

**病気になった役員・従業員の入院費用を実費で補償!  
大切な従業員への想いを力タチにできる保険!**



## 健康状態の告知不要!

年齢や性別、健康状態などの告知不要で、  
役員・従業員の方を漏れなく補償します! <sup>(注6)</sup>



## 病歴のある方も補償の対象! <sup>(注7)</sup>

持病や過去に病気のご経験があっても、  
保険加入後1年が経てば、補償の対象に! <sup>(注7)</sup>  
がん・精神障害も補償します。

入院1回  
あたり最大  
**200万円**  
まで

(注6) 役員や従業員の一部の方のみを補償の対象とすることはできません。

(注7) 保険ご加入前に病気を発症されていた方であっても、保険ご加入後1年を経過した翌日以降に開始した同じ病気での入院や就業障害は、補償の対象となります。詳細はP.56、P.59、P.61をご覧ください。

### Step2

契約方式をお選びください。

#### 総合プラン



#### 傷害プラン



### Step3

補償プランを  
お選びください。

#### W

ワイド  
プラン  
充実した  
補償内容の  
プラン

#### E

エコノミー  
プラン  
スリムな  
補償内容で割安な  
保険料のプラン

### Step4

保険金額・  
自己負担額を  
お選びください。



保険金額・  
支払限度額・  
自己負担額  
(免責金額)

### Step5

お見積りに必要な  
貴社の売上高等を  
ご申告ください。



保険料算出  
基礎書類

補償の詳細は損保ジャパンの公式Webサイトから  
「普通保険約款および特約」をご覧ください。



(注8) 事業所限定方式の場合、傷害ユニットをお選びいただくことはできません。



設備・什器等や商品・製品等の補償

# 物損害ユニット

対象プラン

総合プラン

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等<sup>(注1)</sup>や商品・製品等<sup>(注2)</sup>に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

## 火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

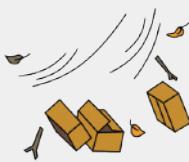
ワイド エコノミー



## 風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

ワイド エコノミー



## 建物の外部からの物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込み  
店舗内の設備がこわされた。

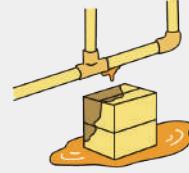
ワイド エコノミー



## 給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。

ワイド エコノミー



## 騒擾、労働争議など

労働争議で設備、商品がこわされた。

ワイド エコノミー



## 盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

ワイド エコノミー



## 水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

ワイド エコノミー



## 保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等や商品・製品等が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

### 企業包括方式



すべての建物内



野積み



輸送中



一時持ち出し中

### 事業所限定方式



事業所<sup>(注4)</sup>



野積み

対象敷地内<sup>(注3)</sup>



輸送中



一時持ち出し中



商品・製品等の保管場所<sup>(注5)</sup>

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.10 ~ P.12

(注1)設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2)商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注3)指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

(注4)指定した事業所(店舗、事務所、工場等)をいいます。

(注5)指定した商品・製品等の保管場所をいいます。

ワイド ワイドプラン：充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン：スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

## 電気的事故・機械的事故

過電流で機械がこわされた。

ワイド

エコノミー



## その他の不測かつ突発的な事故

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。

ワイド

エコノミー



## 業務用現金などの盗難

事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。

(1事故につき100万円限度<sup>(注11)</sup>)

ワイド

エコノミー



オプション(特約) 詳しくは P.9

### 地震危険補償特約

地震の揺れにより什器・備品が破損した。



### 冷凍損害補償特約

### 情報メディア等損害補償特約

### 屋外看板・自動販売機損害補償特約

### 臨時費用補償特約

## 保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

### ①損害保険金<sup>(注6)</sup>

保険の目的(保険の対象)に生じた損害について、その再調達価額<sup>(注7)</sup>を基準に算定した1事故あたりの損害の合計額が自己負担額(免責金額)<sup>(注8)</sup>を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額<sup>(注7)</sup>のいずれか低い額をお支払いします。<sup>(注9)</sup>

### ②通貨等盗難損害保険金

(ワイドプランの場合のみ)

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度<sup>(注11)</sup>にお支払いします。

### ③物損害事故付随費用保険金<sup>(注12)</sup>



#### 残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用



#### 法令変更対応費用

建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用



#### 修理付帯費用

復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など

(注6) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および事業継続費用保険金(詳しくはP.20をご参照ください。)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注7) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注8) 1万円、5万円、10万円、20万円からお選びいただくことができます。

(注9) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価<sup>(注10)</sup>が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります(ただし、無人航空機等が商品・製品等である場合を除きます)。

(注10) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注11) 現金盗難損害補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットすることにより、限度額を1,000万円に増額することができます。

(注12) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

## オプション特約の概要

### 現金盗難損害補償特約 (**ワイド**のみ)



#### ■保険金をお支払いする主な場合

P.10 ■保険金の種類③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。

### 地震危険補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

以下の①から③までのいずれかの事由によって、貴社所有の設備・什器等や商品・製品等に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いする特約です。

- ① 地震、噴火による火災、破裂・爆発
- ② 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等
- ③ 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※ 損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的(保険の対象)の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額(免責金額)<sup>(注1)</sup>を差し引いてお支払いします。(保険期間を通じて特約の支払限度額が限度となります。)

### 冷凍損害補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

対象事故により冷凍・冷蔵装置または設備に破壊・変調もしくは機能停止が生じた場合において、その破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に生じた損害を、物損害ユニットの補償の対象に含める特約です。

### 情報メディア等損害補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。(1事故につき、8万円もしくは損害額の10%のいずれか高い額が自己負担額(免責金額)となります。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 空気の乾燥、湿度変化または温度変化
- ② 保険の目的が、情報機器等以外の機器により処理されたこと
- ③ 保険の目的の納入者が、被保険者に対して法律上または契約上責任を負うべき損害など

### 屋外看板・自動販売機損害補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

対象事故により、対象建物外に設置された看板・自動販売機(収容されている商品を含みます。)に生じた損害を、物損害ユニットの補償の対象に含める特約です。

### 臨時費用補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用に対して、損害保険金の10%相当額をお支払いする特約です。(1事故につき、100万円が限度となります。)

(注1) お選びいただいた特約の保険金額により、50万円または100万円が設定されます。

それぞれの特約において、このページに記載のものほか、特約の趣旨に反しない範囲で物損害ユニットの「保険金をお支払いできない場合」が適用されます。詳しくは、P.12および、普通保険約款・各特約をご覧ください。

## 基本補償についての詳細なご説明

## お支払いする保険金の内容

## ■ 保険金の種類

①損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.11の補償内容の「○」印がある偶然な事故により保険の目的(保険の対象)に損害 <sup>(注2)</sup> が生じた場合に、再調達価額 <sup>(注3)</sup> を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額 <sup>(注3)</sup> のいずれか低い額が基準となります。 <sup>(注4)</sup> 損害保険金は、1事故あたりの損害の合計額が自己負担額(免責金額) <sup>(注6)</sup> を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。								
②物損害事故付隨費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">費用保険金</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">残存物取片づけ費用</td> <td style="padding: 5px;">残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">修理付帯費用</td> <td style="padding: 5px;">復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">法令変更対応費用</td> <td style="padding: 5px;">建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用
費用保険金	内容								
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など								
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など								
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用								
③通貨等盜難損害保険金(ワイドのみ)	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手・乗車券等または預貯金証書等の盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円 <sup>(注7)</sup> を限度にお支払いします。								

## ご注意

## 保険の目的(保険の対象)にならない物

- 建物 ● 自動車<sup>(注8)</sup> ● 船舶 ● 航空機<sup>(注9)</sup> ● 動物・植物<sup>(注10)</sup>
  - 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物
  - テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ
  - 軌道、護岸、桟橋、防油堤その他の土木構築物
  - 稿本、設計書、図案、雛型、鑄型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物
- など

## ■工事業務固有

- 工事の目的物 ● 工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物
  - 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設物
  - 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品
  - 工事用材料 ● 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
  - 工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品
- など

※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

※保険の目的にならない物(工事業務固有)は、工事業務に関連する場所等にある場合にかぎります。

(注2) ご契約者または記名被保険者が損害防止費用を支出したときは、その額を損害の額に含めます。

(注3) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注4) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価<sup>(注5)</sup>が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります(ただし、無人航空機等が商品・製品等である場合を除きます)。

(注5) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注6) 1万円、5万円、10万円、20万円からお選びいただくことができます。

(注7) 現金盗難損害補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注8) 建設用工作車を含みます。工事業務に関連する場所等以外にある場合も保険の目的(保険の対象)にはなりません。

(注9) ここでいう航空機には、ドローン等の無人航空機等は含みません。

(注10) 動物・植物が商品・製品等である場合は保険の目的(保険の対象)に含みます。

# 【基本補償についての詳細なご説明】

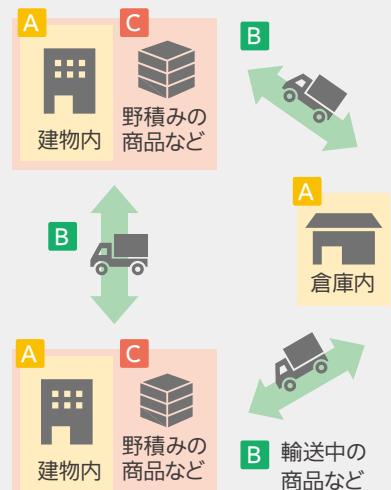
## ■補償内容(企業包括方式)

No.	事故の種類	A 建物内 <sup>(注1)</sup> 収容動産		建物外所在動産			
		B 輸送中・一時 持ち出し中		C 左記以外 (野積みなど)			
		ワイド	エコノミー	ワイド	エコノミー	ワイド	エコノミー
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○
②	設備・什器等	○	○	○	○	○	○
	商品・製品等	○	○	×	×	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○
⑥	盗難	○	×	○	×	×	×
⑦	設備・什器等	○	×	○	×	×	×
	商品・製品等	○	×	×	×	×	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×

ワイド :ワイドプラン エコノミー :エコノミープラン

○:設定した自己負担額(免責金額)を差し引いてお支払いします。 ×:お支払いできません。

- 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



## ■補償内容(事業所限定方式)

No.	事故の種類	対象敷地内				C 輸送中・一時 持ち出し中	D 商品・製品等の 保管場所	
		A 対象建物内 <sup>(注2)</sup> 収容動産		B 左記以外 (野積みなど)				
		ワイド	エコノミー	ワイド	エコノミー	ワイド	エコノミー	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○ ○
②	設備・什器等	○	○	○	○	○	○	× ×
	商品・製品等	○	○	×	×	×	×	○ ○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○	○	○	○ ○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○	○	○	○ ○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○	○	○	○ ○
⑥	盗難	○	×	×	×	○	×	○ ×
⑦	設備・什器等	○	×	×	×	○	×	× ×
	商品・製品等	○	×	×	×	×	×	○ ×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	×	×	○	×	○ ×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	×	×	○	×	○ ×

ワイド :ワイドプラン エコノミー :エコノミープラン

○:設定した自己負担額(免責金額)を差し引いてお支払いします。 ×:お支払いできません。

- 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



(注1) 対象建物の建物内のほか、対象建物以外の建物内およびこれらの建物の軒下を含みます。

(注2) 対象建物の軒下を含みます。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ■設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害<sup>(注3)</sup>
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害<sup>(注4)</sup>。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において対象建物に附加した看板については、保険金を支払います。
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は保険金を支払います。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・電災・雪災の損害<sup>(注5)</sup>
- 日本国外で発生した事故
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
  - ①車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故
  - ②原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故
- 直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合は保険金を支払います。  
など

### ■設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由<sup>(注5)</sup>

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失<sup>(注6)</sup>など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次の①または②の損害
  - ① 紋のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
  - ② 音色または音質の変化
- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害

- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- テープ、カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害<sup>(注7)</sup>
- 保険の目的に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 対象施設の営業時間外において、金庫<sup>(注8)</sup>外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 保険の目的である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害
- 保険の目的(保険の対象)が無人航空機等である場合における、保険の目的のブレード等の回転翼部分のみに生じた損害  
など

### ■商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷藏装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害<sup>(注9)</sup>
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみに生じた損害
- 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。  
など

### ■手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の①から④に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
  - ① 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、支払いの停止を依頼すること
  - ② 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
  - ③ 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
  - ④ その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害  
など

(注3) 地震危険補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注4) 屋外看板・自動販売機損害補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注5) P.11の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

(注6) 発生原因を問わず、保険の目的である無人航空機等を操縦中の紛失を含みます。

(注7) 情報メディア等損害補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。

(注8) 耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

(注9) 冷凍損害補償特約(詳しくはP.9をご参照ください。)をセットすることによりお支払いします。ただし、電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみに生じた損害については補償されません。

# 工事物ユニット

工事に関する補償

対象プラン

総合プラン

次のような事故によって、貴社が施工する工事の目的物などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

## | 火災、落雷、破裂・爆発

建設中の家が火災により全焼した。

ワイド エコノミー



## | 風災・雹災・雪災

暴風雨・雪災などにより建設中の建物が倒壊した。

ワイド エコノミー



## | 水災

台風により河川が氾濫し、建設中の建物が床上浸水した。

ワイド エコノミー



## | 盗難

仮設倉庫に置いていた工事用資材が盗まれた。

ワイド エコノミー



## | 設計の欠陥

設計ミスにより工事中の建物が倒壊した。  
(設計・材質・製作上の欠陥を除去するための費用は対象外です。)

ワイド エコノミー



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は対象外です。

## 保険の目的(保険の対象)

保険の目的は次の物にかぎります。

- |   |   |   |                              |   |                                |
|---|---|---|------------------------------|---|--------------------------------|
| ① | 対象工事における工事の目的物                              | ② | 左記に付随する足場工、型枠工、土留工などの仮工事の目的物 | ③ | ①または②の工事のための工事用電気配線、照明設備などの仮設物 |
| ④ | 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品 | ⑤ | 工事用材料                        | ⑥ | 工事用仮設材<br>(仮工事の目的物の一部を構成する資材)  |

### 企業包括方式



すべての対象工事

### 事業所限定方式



対象施設の業務として行うすべての対象工事

詳しくは P.17、P.18

工事や設置作業を行うお客さまのおすすめ補償パターン、物損傷ユニットとの補償範囲の違いはP.15、P.16をご参照ください。

ワイド ワイドプラン：充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン：スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

## 破壊行為

工事現場の仮設事務所が、夜間に  
こわされた。

ワイド エコノミー



オプション(特約) 詳しくは P.15、P.16

## 工事用仮設備・工事用機械器具 補償特約

ワイド エコノミー

## メインテナンス期間に 関する特約 (エクステンデッド・メインテナンス)

## 破損

交通事故により  
陸上輸送中の工事用資材が  
こわされた。

ワイド エコノミー



## 橋梁工事における 河川の増水

橋梁工事を行っている最中、  
河川で洪水が発生し、堤外地内に  
保管していた工事用材料が流された。

ワイド エコノミー



## 保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

### ① 損害対象物の復旧費用<sup>(注1)</sup>

損害対象物の復旧費用に対して、支払  
限度額を限度にお支払いします。残存物  
がある場合にはその価額を控除します。

### ② 損害防止費用<sup>(注1)</sup>

損害の発生および拡大防止のために必  
要または有益である費用をお支払いし  
ます。

### ③ 残存物取扱い費用保険金

損害が生じた補償対象物の解体、取り  
こわしなどの費用を、損害保険金<sup>(注2)</sup>の  
10%相当額を限度にお支払いします。

充実補償のワイドプランなら、さらに安心！（次の保険金・費用はエコノミープランではお支払い対象外です。）

### ④ 損害対象物以外の物の復旧費用<sup>(注1)</sup>

損害が生じた補償対象物の復旧のため  
に、それ以外の物の取りこわしを必  
要とする場合、それを取りこわし直前  
の状態に復旧するための費用を300  
万円を限度にお支払いします。

### ⑤ 特別費用<sup>(注1)</sup>

事故発生時に必要となる突貫復旧工事  
費（夜間・休日割増賃金など）を、①補償  
対象物の復旧費用の額の20%または  
100万円のいずれか低い額を限度にお  
支払いします。

### ⑥ 臨時費用保険金

損害保険金<sup>(注2)</sup>をお支払いする事故の  
際、事故によって補償対象物に損害が生  
じたために臨時に生じる費用に対して、お  
支払いする損害保険金<sup>(注2)</sup>の20%相当  
額を500万円を限度にお支払いします。

詳しくは P.17、P.18

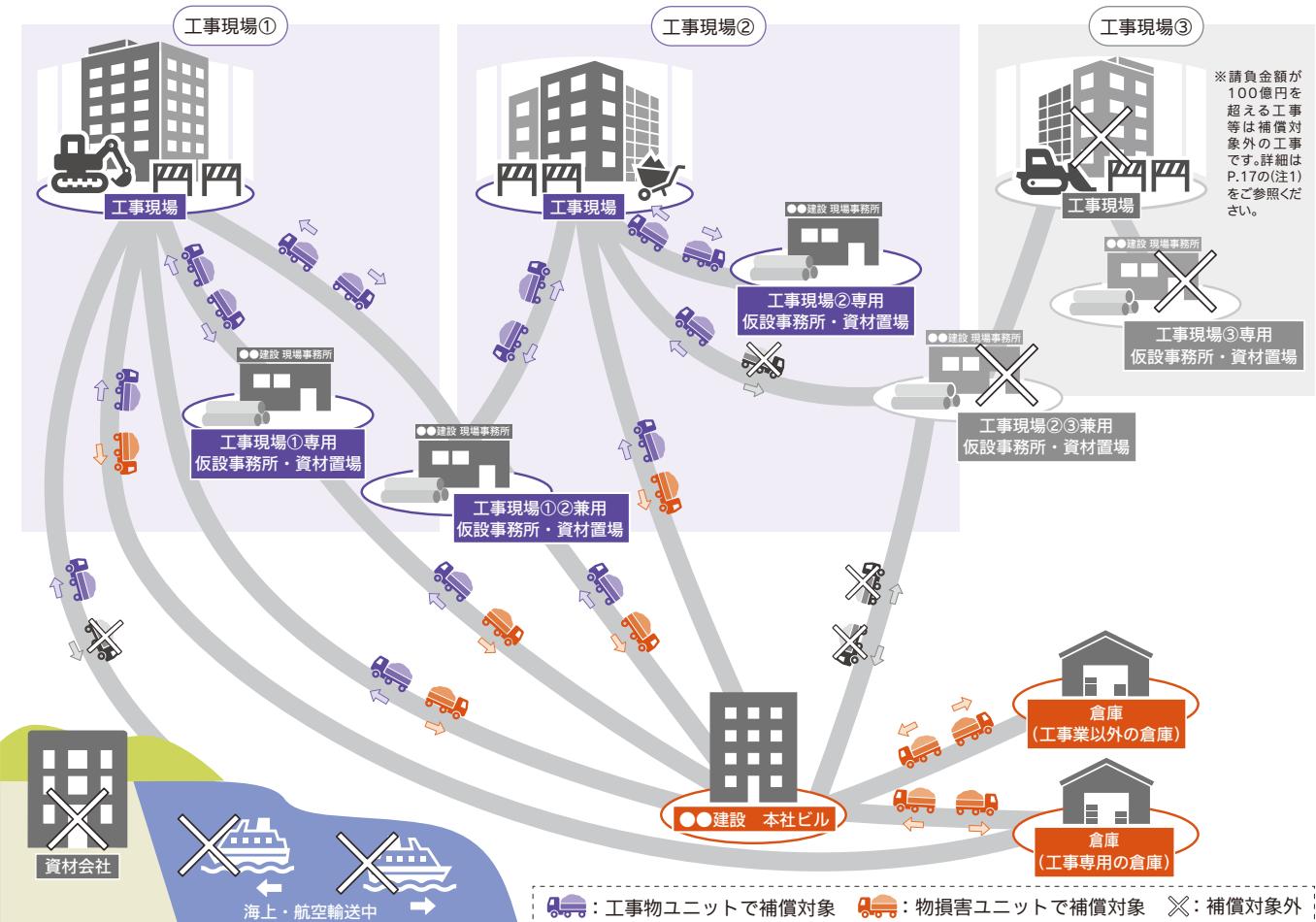
(注1)1回の事故につき、①・②・④・⑤の費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)<sup>(注3)</sup>を控除した額を支払限度額を限度にお支払いします。(注2)損害保険金とは、①補償対象物の復旧費用、②損害防止費用、④補償対象物以外の物の復旧費用、⑤特別費用を合算した額から、自己負担額  
(免責金額)<sup>(注3)</sup>を控除した額です。

(注3)1万円、5万円、10万円からお選びいただくことができます。

# 工事に関する補償 工事物ユニット

## 工事業務における補償対象物の所在地別の補償イメージ図（工事物ユニットと、物損害ユニット企業包括方式）

主に工事の目的物、工事用仮設物、工事用材料、工事用仮設材の補償イメージ図です。詳しくはP.16「工事業務における工事物ユニットと物損害ユニットの補償範囲」をご参照ください。



## オプション特約の概要

### 工事用仮設備・工事用機械器具補償特約 (ワイドのみ)



#### ■保険金をお支払いする主な場合

事故により工事用の仮設備や建設用工作車<sup>(注1)</sup>などに損害が生じた場合、P.17 ■保険金の種類①から⑥までの保険金をお支払いする特約です。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。(保険期間を通じて500万円が限度となります。工事物ユニットの自己負担額(免責金額)が適用されます。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 工事用仮設備・工事用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する次の物に生じた損害。ただし、火災もしくは盗難に起因して生じた損害または、補償対象物の本体と同時に生じた損害については、保険金を支払います。
  - ・履帶、無限軌道もしくはキャタピラ、タイヤ排土板、スカイファイア、

バケットまたはローラその他作業時において常に地面等に接すべき部分

- ・フォーク、すき、刃、つめ、ブレードまたはライナ
- ・ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、バイブハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レールまたはスクリーン
- ・材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木または合成樹脂である物
- ・電球、プラウン管、真空管その他これらに類似の管球類
- ・ワイヤー、ロープ
- ② すり傷、かき傷、塗料の剥がれ等の単なる外観上の損傷等または汚損であり、補償対象物の機能に直接影響のない損害
- ③ 電気的または機械的事故

など

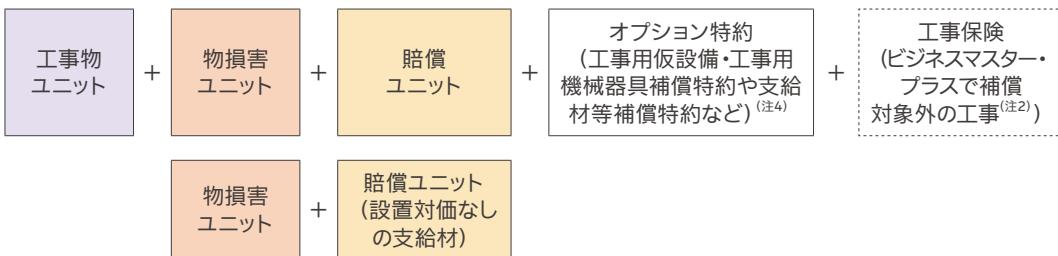
(注1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。

## 工事業務における工事物ユニットと物損傷ユニットの補償範囲

		補償対象物		
所 住 場 所	工事現場内	①工事の目的物(付隨する足場工等を含む)、工事用仮設物、工事用材料、工事用仮設材		②業務用の什器・備品
		工事物ユニット	工事物ユニット	物損傷ユニット
工事 現場外	対象工事専用(複数の対象工事兼用も含む)の工事用仮設建物内、資材置場、倉庫内	工事物ユニット	工事物ユニット	物損傷ユニット
	補償対象外の工事 <sup>(注2)</sup> と兼用・補償対象外の工事専用の工事用仮設建物内、資材置場、倉庫内	補償対象外	補償対象外	物損傷ユニット
	上記以外(本社・営業支店・事務所等)	物損傷ユニット		物損傷ユニット
陸上 輸送中	あらゆる保管場所から対象工事現場への輸送中	工事物ユニット	工事物ユニット	物損傷ユニット
	あらゆる保管場所から対象工事専用の事務所・倉庫等への輸送中			
	工事・設置現場から対象工事専用の事務所・倉庫等への輸送中			
	工事・設置現場から上記以外の場所への輸送中	物損傷ユニット <sup>(注3)</sup>	物損傷ユニット <sup>(注3)</sup>	物損傷ユニット

## 工事や設置作業を行うお客さまへのおすすめご契約パターン

- 工事業者、  
製造・販売業者  
(建設業法に基づく  
請負契約)



## メインテナンス期間に関する特約（エクステンデッド・メンテナンス）



### ■保険金をお支払いする主な場合

工事の請負契約上、工事の目的物の引き渡し後のメンテナンス期間中に、貴社が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な①引渡後の修補作業の拙劣または過失による事故、および②工事期間中に、工事現場において発生した施工または組立作業の欠陥による事故によって「引渡しの完了した保険の目的」に生じた損害を補償する特約です。<sup>(注6)</sup>(1事故につき、50万円もしくは損害額の20%のいずれか高い額が自己負担額(免責金額)となります。)補償期間は、対象工事ごとに引渡しの時から12か月(工事の請負契約上の保証責任期間を超えないものとします。)を経過した時までとします。ただし、保険期間中にかぎります。

(注2) 工事物ユニットでは請負金額が100億円を超える工事、共同企業体を構成して行う共同施工方式による工事などが補償対象外のため、別途工事保険等をご検討ください。

(注3) 目的地までの輸送の途中に海上・航空輸送を行う場合は、陸上輸送中も含め全区間で補償対象外となります。

(注4) 本社倉庫等に保管の支給材は、工事物ユニットでは補償対象外ですが、支給材等補償特約で補償することができます。

(注5) 建設業法に基づく請負契約による工事や設置作業を行わない場合、工事物ユニットをセットすることはできません。

(注6) 1回の事故について、対象工事ごとの請負金額もしくは工事物ユニットの支払限度額のうちいずれか低い額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、1億円が限度となります。

それぞれの特約において、このページに記載のもののほか、特約の趣旨に反しない範囲で工事物ユニットの「保険金をお支払いできない場合」が適用されます。詳しくは、P.18および、普通保険約款・各特約をご覧ください。

すべてのユニットにセットすることができるオプション特約もございます。 詳しくは P.63、P.64



## 保険金をお支払いできない主な場合

### ■共通の事由

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 差押え、収用、徴発、没収または破壊等国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 直接であると間接であるとを問わずテロ行為によって、またはテロ行為の結果として生じた損害もしくは費用。ただし、請負金額が15億円未満の工事における損害および費用に対しては、保険金を支払います。
- 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害もしくは費用
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、欠陥、自然の消耗、劣化
- 補償対象物がテープ、カード、ディスクまたはドラム等の記録媒体である場合に、これらに記録されているプログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜き不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発した損害
- 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始(出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。)の当時、補償対象物である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 湿水(土砂水を含みます。)の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板などの縫目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用

- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
  - ①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
  - ②シールド機械または推進管の推進不能の損害
  - ③推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
  - ①ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
  - ②ケーソンのひずみの矯正に要する費用
  - ③ケーソンの沈設不能の損害
  - ④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害
- 直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害または費用。ただし、補償対象物に火災、破裂または爆発が生じた場合は保険金を支払います。

### ■エコノミー 契約に関する固有事由

- 橋梁工事、またはこれに類する工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害
- 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用など

### ■工事用仮設備・工事用機械器具補償特約に関する固有事由

- 工事用仮設備<sup>(注8)</sup>・工事用機械器具<sup>(注9)</sup>に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- すり傷、かき傷、塗料の剥がれなどの単なる外観上の損傷等または汚損であって、補償対象物の機能に直接影響のない損害
- 電気的事故または機械的事故など

(注8) 発電器、バッチャーブラント、受電設備、変電設備または荷役設備などの据付型機械設備をいいます。

(注9) 建設用工作車、建設機械または測量機器などの非据付型機械器具をいい、電動ではない金槌、鋸および金型等を含みません。



休業に関する補償

# 休業ユニット

対象プラン

総合プラン

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

## 火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

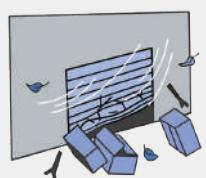
ワイド エコノミー



## 風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

ワイド エコノミー



## 建物の外部からの物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込みこわされた。

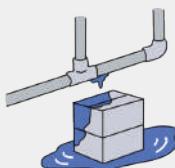
ワイド エコノミー



## 給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。

ワイド エコノミー



## 盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

ワイド エコノミー



## 水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

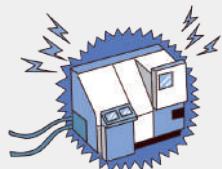
ワイド エコノミー



## 電気的事故・機械的事故 その他の不測かつ突発的な事故

過電流で機械がこわれた。

ワイド エコノミー



## 対象物件

次の財物が対象物件となります。

### 企業包括方式

- ① 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- ② 貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>にある貴社が占有する①以外の財物
- ④ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内<sup>(注1)</sup>へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

### 事業所限定方式

- ① 指定した事業所の貴社所有の設備・什器等や商品・製品等
- ② 指定した事業所の貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③ 対象敷地内<sup>(注2)</sup>にある貴社が占有する①以外の財物
- ④ 対象敷地内<sup>(注2)</sup>に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤ 対象敷地内<sup>(注2)</sup>へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥ 事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物(ワイドプランのみ)

※対象物件の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.22 ~ P.26

(注1)貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注2)指定した事業所が所在する敷地内をいいます。



## つづける事業・マスター

**ワイド** ワイドプラン：充実した補償内容のプラン

**エコノミー** エコノミープラン：スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します！

### 電気・ガス・水道等の供給の中止(24時間超)

事故により電気の供給が24時間を超えて中断し、営業を一部休止した。

**ワイド** **エコノミー**



### 食中毒・感染症<sup>(注3)</sup>の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。

**ワイド** **エコノミー**



### 主要取引先の破産<sup>(注4)</sup>

主要取引先である販売先が破産し、売上が減少した。

**ワイド** **エコノミー**



オプション(特約) 詳しくは P.21

### ネットワーク中断による休業損失等補償特約



自社システムのバージョンアップ中に不具合が発生し、1か月近くシステム利用ができず、業務中断が発生した。

## 保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



### ①休業損失保険金<sup>(注5)</sup>

1日あたりの対象経常費と営業利益の合計額に休業日数から1日控除した日数を乗じ、さらに影響割合を乗じた額に対して、損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。  
詳しくはP.22をご覧ください。

### ②事業継続費用保険金<sup>(注5)</sup>

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。  
詳しくはP.22をご覧ください。

### 特定感染症の ③休業損失保険金 ④特定感染症対策費用保険金

### 指定感染症の ⑤指定感染症対策費用保険金

詳しくはP.22をご覧ください。

(注3)特定感染症および指定感染症をいいます。詳しくはP.22をご覧ください。

(注4)破産法(平成16年法律第75号)の定めに従い日本国における裁判所が破産手続開始を決定することをいいます。ただし、公告によりそれが確認できるものにかぎります。なお、破産手続開始の申立てを行っただけでは、破産とはみなしません。

(注5)水災による事故の場合は、1回の事故で物損傷ユニットの損害保険金(P.10ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

## オプション特約の概要

ネットワーク中断による  
休業損失等補償特約

## ■保険金をお支払いする主な場合

次の①または②に起因して生じる被保険者システムの機能の全部または一部の停止により、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益、ネットワーク中断営業継続費用について、保険金をお支払いする特約です。(対象事故が連続して3時間を超えて継続した場合のみ、保険金をお支払いします。)

- ① 被保険者システムに対するサイバー攻撃
- ② ①以外のITユーザー業務の遂行またはITサービス業務の提供にあたり生じた偶然な事由<sup>(注1)</sup>

## ■お支払いする保険金の内容

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
①ネットワーク中断 休業損失保険金	次の算式により得られた額をお支払いします。 収益減少額 <sup>(注3)</sup> × 利益率 + 収益減少防止費用 <sup>(注4)</sup> - てん補期間中に支出を免れた経常費 <sup>(注5)</sup>	1事故につき ご契約時に設定した休業ユニットの休業損失保険金の保険金額限度
②ネットワーク中断 営業継続費用 保険金	事故発生直前12か月のうち、復旧期間に応当する期間の売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために復旧期間内に生じた追加費用 <sup>(注6)</sup> をいい、同期間に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額をお支払いします。ただし、対象事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用などは含みません。	1事故につき 500万円

## ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 記名被保険者が新たなソフトウェアを使用または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故によって生じた損失およびネットワーク中断営業継続費用
  - ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
  - イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内または正式使用後1か月以内に生じた対象事故
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 被保険者システムの性能を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、その被保険者システムの性能を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または記名被保険者が立証した場合は保険金を支払います。
- ④ 衛星通信機能の停止

(注1) 情報の漏えいまたはそのおそれもしくはデジタルコンテンツ不当事由<sup>(注2)</sup>に該当する場合は除きます。

(注2) デジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の事由をいいます。①名誉毀損②プライバシーの侵害③氏名権の侵害④肖像権の侵害⑤パブリシティー権の侵害⑥広告および宣伝内容の誤り⑦情報、アイデア等の盗用⑧著作権、商標権または意匠権の侵害

(注3) 標準売上高からてん補期間中の売上高を差し引いた額をいいます。

(注4) その費用の支出によって減少を免れた売上高に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

(注5) 対象事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。

(注6) 必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。

それぞれの特約において、このページに記載のもののか、特約の趣旨に反しない範囲で休業ユニットの「保険金をお支払いできない場合」が適用されます。詳しくは、P.25、P.26および、普通保険約款・各特約をご覧ください。

すべてのユニットにセットすることができるオプション特約もございます。 詳しくは P.63、P.64













# 賠償ユニット

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害等に対して保険金をお支払いします。

対象プラン

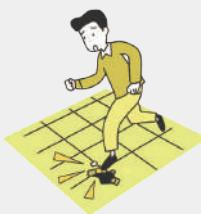
総合プラン

## 基本補償①

### 施設危険

フロアのタイルが剥がれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした。

ワイド エコノミー



### 業務遂行危険<sup>(注1)</sup>

自転車で配達中、通行人とぶつかりケガを負わせた。

ワイド エコノミー



### 製造物危険

提供した飲食物が腐っていたために、お客様が食中毒になった。

ワイド エコノミー



### 完成作業危険

配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。

ワイド エコノミー



### 損傷のない財物の使用不能損害

爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

ワイド エコノミー



### 受託物危険

リース中の機械をこわしてしまった。

ワイド エコノミー



### 受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。

ワイド エコノミー



### 物流業務のみの補償

### 受託貨物危険

トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。

ワイド エコノミー



### 製造物自体の損害

製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。

※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。

ワイド エコノミー



### 作業の結果自体の損害

屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。

ワイド エコノミー



- (注1)工事現場内もしくは貴社の仕事現場内<sup>(注2)</sup>にある建設用工作車または構内専用車等<sup>(注3)</sup>の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険等または自動車保険等により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。
- (注2)貴社または貴社の下請負人が貴社の仕事を行っている場所で、不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。例として、除雪作業現場にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害は補償されます。
- (注3)構内専用車等は、もっぱら施設構内<sup>(注4)</sup>のみで使用され、自動車登録ファイルに車両登録がされていない自動車、または受託貨物の所有者または荷受人から一時的に借り受けているフォークリフト、ゴルフ場内専用車をいいます。
- (注4)貴社(物流業務の場合は荷主または荷受人を含む)が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている場所をいいます。

ワイド ワイドプラン：充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン：スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

**基本補償②（ワイドプランのみ）****サイバー危険  
(サイバーリスク賠償責任補償特約)**

業務用のパソコンが不正アクセスされ、社内のデータベースに保存されている顧客データのクレジットカード情報等が流出した。<sup>(注5)</sup>

マルウェア感染により、業務システムが使用不能となった。<sup>(注6)</sup>



ワイド

エコノミー

※ワイドプランに自動セットされます。

**人格権侵害**

お客様を万引犯と間違えてしまった。

ワイド

エコノミー

**建具等修理費用**

借りていた倉庫に何者かが侵入した際に入り口のドアが壊され、賃貸借契約によりその修理費を負担した。

ワイド

エコノミー



オプション(特約) 詳しくは P.33 ~ P.38

製造業務・工事業務・介護業務向けの特約

**業務過誤リスク  
賠償責任補償特約**

製造業者が発注を受け作成した部品が、納品後に使用不能であることが判明。納品先企業のラインを止めてしまった。

賠責  
PRO  
特約**第三者医療費用補償特約****傷害見舞費用補償特約**

工事業務のみの特約

**支給材等補償特約**

工事業務のみの特約

**地盤崩壊危険補償特約**

工事業務のみの特約

**身体の障害および財物の損壊発生時の工事遅延損害補償特約****食中毒・感染症利益補償特約****リコール費用補償特約****リコール費用限定補償特約****製造物災害補償特約****使用者賠償責任補償特約**

※使用者賠償責任補償特約をセットする場合は政府労災に加入していることが前提となります。

**脳・心疾患等補償特約<sup>(注7)</sup>****雇用慣行賠償責任補償特約<sup>(注7)</sup>**

(注5)特約の保険金額において100万円を選択した場合は、お支払いの対象となる費用がかぎられます。詳しくはP.41、P.42をご参照ください。

(注6)特約の保険金額において100万円を選択した場合は、お支払いの対象となりません。詳しくはP.41、P.42をご参照ください。

(注7)傷害ユニットにご加入される場合または使用者賠償責任補償特約をセットする場合に、この特約をセットすることができます。



損害賠償責任の補償

# 賠償ユニット

## 基本補償①

### 補償の範囲

次の事故が保険の対象となります。

日本国内<sup>(注1)</sup>で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



受託貨物危険

人格権侵害・宣伝障害  
(ワイドのみ)

事業所限定方式

指定した事業所に  
おける施設・業務遂行危険指定した製造物・完成作業に  
おける製造物・完成作業危険指定した事業所の  
業務における受託物危険指定した事業所が借用建物の  
場合の受託不動産危険指定した事業所の  
業務における受託貨物危険指定した事業所における  
人格権侵害・宣伝障害  
(ワイドのみ)

## 保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

### ① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)<sup>(注2)</sup>を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

### ② 費用



## 損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



## 権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

初期対応費用<sup>(注3)</sup>

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など

争訟対応費用<sup>(注3)</sup>

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など

見舞費用<sup>(注4)</sup>  
(ワイドのみ)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



## 協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するため必要とする費用のうち直接支出した費用

対物超過費用<sup>(注5)</sup>

被害財物の復旧費が時価を超える場合に、被害者からの請求に基づき、貴社がその復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用



## 争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

### ③ 建具等修理費用<sup>(注6)</sup>

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用

詳しくは P.39 ~ P.42

(注1)製造物・完成作業危険においては、貴社の役員、従業員等以外の日本在住者が日本国外に持ち出した国内向け製品により、日本国外において発生した事故は補償の対象となります。ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。また、貴社に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合などは補償の対象外です。

(注2)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3)保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注4)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注5)被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円、1事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

(注6)1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。





# 賠償ユニット

基本補償②

## 賠償ユニット(ワイドプラン)は 急増するサイバーセキュリティ事故による 損害賠償も標準補償!

中小企業の3社に1社が  
サイバーセキュリティ事故の当事者に!



出典:IPA「2016年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」約4,000社のうち「ウイルスに感染した、もしくは発見した」と答えた企業の割合

サイバーセキュリティ事故以外にも  
以下の事故による情報漏えいも…



力パンの置き忘れや  
書類の紛失などによる  
電子データ以外の情報漏えい



外部からの攻撃ではなく  
従業員のシステム設定ミスなどの  
内部起因の情報漏えい

漏えい等の報告・本人通知が義務化!

2022年4月から個人情報を取り扱うすべての事業者に対し、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。



<報告・通知義務に該当する事態>

- 要配慮個人情報が含まれる事態
- 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生
- 財産的被害が生じる恐れがある事態
- 1,000人を超える漏えい等が発生

報告には専門事業者による原因調査が必要となることもあります。

## 賠償ユニット(ワイドプラン)なら2つの補償があるから安心!

第三者に対する  
損害賠償責任

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や情報漏えいの発生によって、取引先やお客様に損害を与え損害賠償責任を負った。

▶ 損害賠償金、訴訟費用

など

事故発生時の  
各種対応費用

事故原因を調査し、影響範囲の特定や損害の拡大防止、被害者対応などに関する費用が発生した。

▶ 原因調査費用、見舞費用、広告などの信頼回復費用、データ復旧費用

など

さらに!

緊急時サポート  
総合サービス

事故が発生した際に原因調査や事故の公表、被害者からの問い合わせ窓口の設置等の緊急対応を支援します!

**想定事故例** 不正アクセスで1万人の個人情報が流出

**必要とされる対応(例)**

```

graph LR
    A[事故発生] --> B[① 初動対応]
    B --> C[② 被害・原因調査]
    C --> D[③ 各種顧客対応]
    D --> E[④ 再発防止策策定]
    E --> F[⑤ 事後対応]
    B -. "損保ジャパンに連絡" .-> A
    F -. "損保ジャパンの緊急時サポート総合サービスの利用も可能!(詳しくはP.66をご参照ください。)" .-> E

```

**想定される損害額**

<b>&lt;損害賠償責任&gt;</b>	●個人情報漏えいについての損害賠償金 1,000名から損害賠償請求を受け1名あたり3,000円をお支払い	300万円
<b>&lt;各種対応費用&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報漏えいについての見舞金 1名あたり500円をお支払い</li> <li>●被害および原因調査費用 パソコン1台、サーバ1台の調査(フォレンジック調査)で1台あたり200万円をお支払い</li> <li>●データ復旧費用 消失したプログラムの復旧費用をお支払い</li> </ul>	500万円 …(A) 400万円 …(B) 1,000万円 …(C)
		合計 約 <b>2,200万円</b>

**高額な費用負担が発生します!**

情報漏えいがなかったとしても、サイバー攻撃を受けるだけで費用負担が発生するケースもあります！

**事業のリスクに合わせて選べる5つのプラン**

各種対応にかかる費用は、想定よりも高額化する可能性があるため、充実した補償のプラン3～5がおすすめです！  
(ただし、第三者に対する損害賠償責任の保険金額が補償ユニットの保険金額以内になるように設定してください。)

プラン3～5がおすすめ！

	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4	プラン5
保険金額	第三者に対する損害賠償責任	100万円	1,000万円	5,000万円	1億円
	事故対応時の各種対応費用	30万円 ※情報漏えい時広報・見舞等対応費用のみ	300万円	1,500万円	3,000万円

**ご注意** プラン(保険金額)の選択について

プラン1は、保険金のお支払い対象となる対応費用が情報漏えい時広報・見舞等対応費用(詳しくはP.41をご参照ください。)に限定されます。各種対応費用を幅広く補償するためにも充実した補償のプラン3～5をご検討ください。

※プラン1の場合、想定事故例では各種対応費用のうち(A)の見舞金は補償対象となりますか(ただし、保険金額が限度となります。)、(B)の調査費用と(C)のデータ復旧費用は補償対象外となります。

## オプション特約の概要

## ■主として製造業・工事業・介護業のお客さまにセットいただける特約

業務過誤リスク  
賠償責任補償特約

( 製造業務 工事業務 介護業務 向け )



## ■保険金をお支払いする主な場合

次の①から③までのいずれかの事故によって生じた経済的損害につき、被保険者に対して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)を上回る場合に、その上回った額に対して縮小支払割合を乗じた額を、損害保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

事故の種類	自己負担額 (免責金額)	縮小支払割合
① 被保険者の製造行為に起因する事故 <sup>(注1)</sup>	10万円	100%
② 被保険者の建設行為に起因する事故 <sup>(注2)</sup>	300万円	80%
③ 被保険者の居宅介護支援行為に起因する事故 <sup>(注3)</sup>	10万円	100%

なお、お支払いする損害の範囲は貴社が負担することによって生じる法律上の損害賠償金、争訟費用、修補等措置費用<sup>(注4)</sup>にかぎります。また、建設行為に起因する事故において以下に該当する場合は補償対象外となりますのでご注意ください。

○建設工事が初年度契約の保険期間の初日より前に開始している場合

○引き渡し後12か月を超えた分の経済的損失

○発注者が事業者でない個人の場合

○被保険者の下請負人または共同企業体の構成員などからなされた損害賠償請求

○発注者が損害を認識した時の属する日の翌日から起算して90日を過ぎてからなされた損害賠償請求

## ■保険金をお支払いできない主な場合

## ■共通の事由

- ① 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- ② 放射線照射または放射能汚染
- ③ 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- ④ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ⑤ サイバー事故に起因して被る損害
- ⑥ 被保険者の次のいずれかの行為に起因する損害賠償請求
  - ア. 故意または重大な過失による法令に違反、他人に損害を与えることを予見しながら行った行為、または犯罪行為
  - イ. 通常の手続きに反し、または手続きを省略して遂行した行為

(注1) 対象製造物の瑕疵または対象製造物の製造、加工、輸入または販売につき行った行為、もしくはそれらによる納品不能・納期遅延により他人の事業が休止または阻害されることをいいます。

(注2) 工事請負契約に基づく建設工事につき行った行為により発注者の事業が休止または阻害されることをいいます。

(注3) 介護保険法に定める居宅介護支援、介護予防支援等および障害者総合支援法に定める相談支援等につき行った行為により、サービス利用者が本来負担すべき費用を上回る費用を負担することをいいます。

(注4) 次の①～③をすべて満たす場合にかぎります。なお、その額が100万円を超える場合は、100万円とみなします。①建設行為に起因する事故が発生したこと ②修補等措置の実施が必要になるそれを認識した場合、被保険者に対して損害賠償請求がなされた日の翌日から起算して30日以内に損保ジャパンに通知したこと ③修補等措置を実施することにより、法律上の損害賠償金を防止または軽減させることのできる額が、修補等措置費用を上回ると損保ジャパンが認めること

(注5) 財物およびその財物と一体をなす電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラム、コンピュータネットワーク等をいいます。

(注6) 次のいずれかに起因して発生した製造物等以外の財物の使用不能をいいます。①製造物等が意図された用途に使用された後に、製造物等自体に急激かつ偶然に損傷等が生じたこと ②記名被保険者の製造物の欠陥 ③記名被保険者の作業の結果のうち作業に使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備の欠陥

- ウ. 通常の業務の範囲でない行為
- ⑦ 次に掲げるものに対する損害賠償請求
  - ア. 身体の障害および精神的苦痛
    - イ. 対象製造物等以外の財物等<sup>(注5)</sup>に生じた財物の損壊。
- ⑧ この保険契約の保険期間の初日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑨ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑩ 次のいずれかに起因する損害賠償請求
  - ア. 会社の役員としての業務
    - イ. 助言、企画、コンサルティング、その他これらに類する業務
    - ウ. 特許権、商標権等の知的財産権および著作権の侵害
    - エ. 人格権侵害、宣伝障害、または情報の漏えいもしくはそのおそれ
    - オ. 漁業権、営業権、鉱業権、水利権、道路利用権、日照権、眺望権またはこれらに類似したその他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害
    - カ. 日付および時刻を正しく認識、処理等ができないこと、またはこれらの問題に関する助言、相談等またはこれらの問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断すること
    - キ. 信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害
    - ク. 損傷等のない財物の使用不能<sup>(注6)</sup>によって生じた事故
    - ケ. 対象製造物等の配送遅延または誤配
    - コ. 履行不能・履行遅滞。ただし、記名被保険者の対象製造物の納品不能・納期遅延に起因するものを除きます。
    - サ. 対象製造物等または対象製造物等が一体をなす財物等<sup>(注5)</sup>の回収措置に要した費用
    - シ. 次に掲げる記名被保険者の対象製造物および事由
      - (ア) 航空機、宇宙船、飛行船、人工衛星、ミサイル等ならびにそれらの部品および地上の航空管制機器またはそれらに使用される地上の操作機器類ならびにそれらの部品
      - (イ) (ア)に関する教育材料、取扱説明マニュアル、設計図、チャート、技術指導またはその他指導、サービス、労務の提供
    - ス. 対象製造物等にかかるあらゆる契約の維持、付保、獲得、保証、解除、消滅、失効、変更、更新、撤回、取消し、停止等の過誤。なお、被保険者が定めた保証書に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求を含みます。
    - セ. 業務の遂行の追完もしくは再遂行または対象製造物等の再作製等に要する費用。ただし、修補等措置を除きます。
    - ソ. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れ、土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入、地下水の増減
    - タ. 水の汚染による漁獲高の減少、または漁獲物の品質の低下、水温変化

## ■ 業種問わずセットいただける特約

### 第三者医療費用 補償特約



#### ■ 保険金をお支払いする主な場合

日本国内で発生した次の①から③までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です<sup>(注10)</sup>。(被害者1名につき50万円、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。)

- ① 貴社の業務の遂行による事故
- ② 貴社が所有または賃借する施設<sup>(注11)</sup>での事故
- ③ 貴社が所有または賃借する施設<sup>(注11)</sup>に隣接する道路上での事故

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

① 航空機、自動車、車両または銃器の所有・使用・管理に起因する事故。ただし、次の損害については保険金を支払います。

- ア. 貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害

イ. 記名被保険者が所有または賃借する施設内にある車両に起因する損害

ウ. 工事現場内または仕事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害

エ. 構内専用車等の所有、使用または管理に起因する損害

オ. 販売、リース等を目的として展示されている自動車の所有、使用、または管理に起因する損害。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

- ② 施設を通常占有している者またはその使用者が被った身体の障害など

### 傷害見舞費用補償特約



#### ■ 保険金をお支払いする主な場合

利用者が施設<sup>(注12)</sup>内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または医師の治療を受けた場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金)をお支払いする特約です<sup>(注10)(注13)</sup>。(被傷者1名につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算して保険期間を通じて30万円、入院見舞費用保険金は1事故につき10万円、通院見舞費用保険金は1事故につき5万円が限度となります。)

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

① 被傷者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。

- ② 被傷者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、傷害見舞費用保険金は支払いません。

- チ. じんあい  
塵埃または騒音
- ツ. 虫食い、ねずみ食い、結露、自然の消耗、摩耗、さび、スケール、キャビテーション、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
- テ. 芝、樹木その他の植物に生じた枯死
- ト. 不発爆弾または機雷
- ナ. 電波障害
- 二. 原子力施設、日本国外の建築物、土木構造物または日本国外に設置される機械設備を対象とした業務 など

#### ■ 工事業固有

- ① 住宅<sup>(注7)</sup>の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵によって、住宅の耐力性能または防水性能を満たさない場合に、被保険者がその住宅について契約不適合責任を負担することに起因する損害賠償請求
- ② 建物の基礎または地下構築物の瑕疵に起因する損害賠償請求
- ③ 建設業法別表第1に掲げる「とび・土工・コンクリート工事」または「解体工事」に該当する建設行為に起因する損害賠償請求
- ④ 記名被保険者の作業の結果である建設工事の対象物について、その機能上の問題のない事象<sup>(注8)</sup>に関連してなされた損害賠償請求
- ⑤ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償請求
- ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症の発生または発生のおそれに関連してなされた損害賠償請求。なお、発生または発生のおそれには、これらに感染することを防ぐために講じた対策等を含みます。
- ⑦ 発注者が損害を認識した時の属する日の翌日から起算して90日を過ぎてからなされた損害賠償請求
- ⑧ 被保険者の下請負人、共同企業体の構成員、または共同企業体または共同企業体の構成員と締結された下請契約における請負人からなされた損害賠償請求。なお、下請負人には数次の請負による場合の請負人を含みます。
- ⑨ 展示会、博覧会または興行場等の仮設建築物の設計業務に起因する損害賠償請求
- ⑩ 被保険者に対して発注者等から提供された、測量図・地質調査書等の設計業務遂行のための資料の過誤に起因する設計業務の過失によって生じた損害賠償請求
- ⑪ 業務に関する請負契約締結時における設計、仕様、材質等を上回ることにより増加した費用に起因する損害賠償請求
- ⑫ 修補等措置の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑬ 被保険者が行う建設行為について生じた次に掲げる損害。ただし、この保険契約が継続契約である場合は、保険金を支払います。  
ア. この保険契約の保険期間の初日より前に開始した建設行為にかかる損害  
イ. この保険契約の保険期間の初日より前に発生した事由により、保険期間開始後、修補等措置が必要となるおそれがあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかっ場合において、その事由に起因する損害
- ⑭ 発注者に生じた経済的損害が、記名被保険者の作業の結果の完成の属する日の翌日から12か月を超えて継続したときは、被保険者が負担する法律上の損害賠償金のうち、その超過分<sup>(注9)</sup>にかかる部分の損害 など

- (注7) 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含みます。
- (注8) 財物が有する機能の喪失または低下を伴わない事象をいい、次のものを含みます。  
①建設行為において通常生じうるすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷等  
②管球類のみに生じた損害  
③外装、内装に使用する建築部材の施工不良。なお、壁紙の施工不良、タイル等の施工不良を含みます。  
④塗装不良  
⑤デザインおよび色調の不良。なお、発注者が意図したデザインまたは色調と異なる状態を含みます。
- (注9) 発注者に生じた経済的損害のうち、記名被保険者の作業の結果の完成の属する日の翌日から12か月を経過した日以降に生じた経済的損害相当分をいいます。
- (注10) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となります。P.39「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。
- (注11) 貴社が所有または賃借する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。
- (注12) 貴社が所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。
- (注13) 見舞金の支払いには、損保ジャパンの同意が必要です。

## ■工事業のお客さまのみセットいただける特約

### 支給材等補償特約

(工事業務 のみ)



#### ■保険金をお支払いする主な場合

支給材等の損壊による法律上の損害賠償責任を補償する特約です。(損害賠償金については、1事故につき、特約の保険金額(100万円・500万円・1,000万円)または時価額のいずれか低い額が限度となります。また、P.29の保険金のお支払内容の②費用についてもお支払いの対象になります。)

なお、支給材等は次の財物をいいます。

- ① 貴社によって、または貴社のために貴社以外の者によって行われる作業に使用される材料または部品
- ② 貴社によって、または貴社のために貴社以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備
- ※支給材等は工事物ユニットにおいても補償されます。支給材等補償特約と工事物ユニットを両方セットする場合は、工事物ユニットを優先して保険金をお支払いしますが、被保険者の希望があれば支給材等補償特約のお支払いを優先することができます。本社倉庫等に保管の支給材は、工事物ユニットでは補償対象外ですが、支給材等補償特約で補償することができます。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 発注者または支給材等について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された支給材等の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 他の財物に組み込まれた後に発見された支給材等の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 損壊した支給材等の使用不能損害に起因する損害賠償責任など

### 地盤崩壊危険

(工事業務 のみ)



#### ■保険金をお支払いする主な場合

貴社が行う工事<sup>(注1)</sup>に伴い、不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊に起因して、財物の損壊が発生したことについて、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(保険期間を通じて1,000万円が限度となります。また、P.29の保険金のお支払内容の②費用についてもお支払いの対象になります。<sup>(注2)</sup>)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する損害賠償責任
- ② 地下水の増減およびその利用にかかる損害賠償責任
- ③ 地盤の崩壊による道路、河川または堤防の損壊に起因する損

(注1) 地下工事、基礎工事および土地の掘削工事をいいます。

(注2) 損害賠償金とそれらの費用を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注3) 保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注4) P.39「①損害賠償金」と合算して、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

(注5) 貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。以下、同様とします。

(注6) 次の感染症をいいます。①エボラ出血熱②クリミア・コンゴ出血熱③痘そう④南米出血熱⑤ベスト⑥マールブルグ病⑦ラッサ熱⑧急性灰白髄炎⑨結核⑩ジフテリア⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)⑫中東呼吸器症候群(MERS)⑬鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)⑭コレラ⑮細菌性赤痢⑯腸管出血性大腸菌感染症⑰腸チフス⑱パラチフス⑲新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>(注7)</sup>。ただし、⑯⑲については事故の発生した日において、感染症法<sup>(注8)</sup>に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当する場合にかぎり補償対象となります。

(注7) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)をいいます。以下、同様とします。

(注8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)をいいます。以下、同様とします。

#### 害賠償責任

- ④ 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑦ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑧ 他の請負業者が施工する工事の目的物または他の請負業者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑨ 薬液注入にかかる費用
- ⑩ 設計変更または工事変更のための費用

など

### 身体の障害および 財物の損壊発生時の 工事遅延損害補償特約

(工事業務 のみ)



#### ■保険金をお支払いする主な場合

原因事故<sup>(注3)</sup>が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上の工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。<sup>(注4)</sup>(1事故につき、500万円もしくは工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金いずれか低い額が限度となります。)

## ■主として製造業・販売業・飲食業のお客さまにセットいただける特約

### 食中毒・感染症利益 補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

次の①から⑤までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① 対象施設<sup>(注5)</sup>における食中毒の発生または対象施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。)
- ② 対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令等

③ 対象施設または対象建物等が特定感染症<sup>(注6)</sup>の原因となる病原体に汚染されたこと(対象施設において感染症法<sup>(注8)</sup>の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。)

④ ③の疑いがある場合における対象施設に対する消毒その他の措置<sup>(注9)</sup>

⑤ 対象施設または対象建物等が指定感染症<sup>(注10)</sup>の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、対象施設に対する消毒その他の措置

\*休業ユニットをセットした場合は、ご加入いただけません。休業ユニットにおける補償内容は、P.22、P.24をご確認ください。

感染症の種類	保険金の種類	支払限度額
特定感染症 <sup>(注6)</sup>	休業損失保険金(喪失利益、収益減少防止費用)	1事故につき、次の算式により算出された額の2倍限度 「営業利益+付保経常費」の年間予想額×てん補期間/365日(12か月)
	ア.休業損失保険金	1事故500万円限度 くてん補期間> 事故が発生した日の翌日から起算して14日 <sup>(注11)</sup>
	イ.特定感染症対策費用保険金	1事故100万円限度
指定感染症 <sup>(注10)</sup>	ウ.指定感染症対策費用保険金	保険期間を通じて定額20万円

アトイは合算して1事故500万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 齧迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ② 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ③ この特約の保険期間の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約<sup>(注12)</sup>である場合を除きます。など

## リコール費用補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

対象製造物<sup>(注13)</sup>の瑕疵または異物混入のおそれによる起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、縮小支払割合90%<sup>(注14)</sup>を乗じた額を保険金としてお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 対象製造物の修理または代替品の瑕疵または異物混入のおそれによって生じた損害
- ② 次の財物の瑕疵に起因する回収等
  - ア. 自動車、原動機付自転車および自転車
  - イ. 電池、ACアダプターまたは充電器
  - ウ. チャイルドシート
  - エ. たばこまたは電子たばこ
  - オ. 武器
  - カ. 航空機
  - キ. 血液製剤
- ③ 対象製造物の効能、性能に関する不当な表示<sup>(注15)</sup>または虚偽の表示など

## リコール費用限定補償特約



#### ■保険金をお支払いする主な場合

対象製造物<sup>(注13)</sup>の瑕疵に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、縮小支払割合90%<sup>(注14)</sup>を乗じた額を保険金としてお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 対象製造物の修理または代替品の瑕疵によって生じた損害
- ② 次の財物の瑕疵に起因する回収等
  - ア. 自動車、原動機付自転車および自転車
  - イ. 電池、ACアダプターまたは充電器
  - ウ. チャイルドシート
  - エ. たばこまたは電子たばこ
  - オ. 武器
  - カ. 航空機
  - キ. 血液製剤
- など

(注9) 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章(消毒その他の措置)に規定するものをいいます。以下、同様とします。

(注10) 感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。

(注11) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が補償対象となる場合は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)におけるてん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して5日となります。

(注12) P.26の(注5)と同様のためご参照ください。

(注13) 企業包括方式の場合は貴社が製造、販売、取扱または供給したすべての財物をいい、事業所限定方式の場合はそのうち対象施設の財物をいいます。

(注14) 在庫品廃棄費用およびコンサルティング費用については、100%とします。1回の回収等についておよび保険期間を通じて、在庫品廃棄費用は200万円、信頼回復費用は500万円を限度に保険金をお支払いします。

(注15) 実際よりも著しく優良であることを示すことをいいます。

## 製造物災害補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

日本国内で発生した製造物<sup>(注1)</sup>と相当因果関係を有する急激かつ偶然な外來の事故によって第三者が傷害<sup>(注2)</sup>を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金（死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金）をお支払いする特約です<sup>(注3)(注4)</sup>。（被傷者1名につき、保険期間を通じて300万円、特約の支払限度額は保険期間を通じて1億円が限度となります。）

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 記名被保険者の使用者等が被保険者の業務に従事している間に被った傷害
- ② 被傷者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しての見舞費用保険金など

## ■従業員に対する事業者の損害賠償責任を補償する特約

### 使用者賠償責任補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社またはその役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です（1事故につき、特約の保険金額限度）。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

- ① 政府労災により給付される金額
- ② 自賠責保険などにより支払われるべき金額
- ③ 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

※「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、この特約における補償の対象に政府労災の給付が決定された<sup>(注5)</sup>「脳血管疾患」「虚血性心疾患等」「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」が加わります。

※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
- ② 補償対象者が山岳登はん、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間の事故
- ③ 補償対象者が、道路以外の場所で自動車、オートバイ、モーターボートなどによる競争など（試運転を含みます。）をしている間の事故
- ④ 補償対象者が、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間の事故
- ⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害にかぎります。（「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、お支払いの対象となります。）
- ⑥ 被保険者と住居および生計をともにする親族に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被る損害
- ⑧ 被保険者である使用者が損害賠償責任を負担する場合において、貴社に損害賠償責任がない場合の損害
- ⑨ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条第1項または船員法第91条第1項による休業補償を行うべき最初の3日までの休業に対する損害賠償責任
- ⑩ 記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害
- ⑪ 日本国国外の裁判所に提起された訴訟など

## 脳・心疾患等補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

使用者賠償責任補償特約の補償に加えて、次の①から④についても補償する特約です。

- ① 脳血管疾患
- ② 虚血性心疾患等
- ③ 精神障害
- ④ ③の結果としての自殺

※政府労災の給付が決定した場合<sup>(注5)</sup>、保険金をお支払いします。

（注1）事業所限定方式の場合、保険証券記載の製造物をいいます。

（注2）傷害には、身体の外部から有毒ガスもしくは有毒物質を吸入、吸収または摂取した場合に生じる中毒症状を含み、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注3）損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となります。P.39「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

（注4）見舞費用の支払いには、損保ジャパンの同意が必要です。

（注5）業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

## 雇用慣行賠償責任 補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

次の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)

- ① 雇用上の差別
- ② 不当解雇
- ③ セクシャルハラスメント
- ④ マタニティーハラスメント
- ⑤ パワーハラスメント
- ⑥ ケアハラスメント
- ⑦ モラルハラスメント

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 記名被保険者の事業の縮小、破産、特別清算、会社更生、民事再生、私的整理もしくはこれらに類する倒産手続きまたは他の事業者等との合併、吸收もしくは買収に伴いなされた記名被保険者の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ② セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、ケアハラスメントまたはモラルハラスメントに起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、それらの具体的な言動をとった被保険者個人に対する損害賠償請求<sup>(注6)</sup>
- ③ 記名被保険者の使用人等の主たる職務遂行の場所が日本国外であった場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求。ただし、使用人の所属する部署が日本国内に存在し、日本国外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合は、保険金を支払います。
- ④ 就労希望者に対する記名被保険者の採用行為が、主として日本国外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求
- ⑤ 保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた不当行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)またはこれに類似の法律もしくは法令により記名被保険者が負担する損害賠償責任に起因してなされた損害賠償請求
- ⑦ 身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償請求
- ⑧ 記名被保険者の使用人等または就労希望者に対する賃金および退職手当の支払または不払による損害に対しては、名称がいかなるものであっても、保険金を支払いません。ただし、次の損害を除きます。
  - ア. 不当解雇判決等により記名被保険者に生じた賃金の支払による損害
  - イ. 被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用を負担することによって被る損害
- ⑨ 日本国の裁判所に提起された訴訟

など

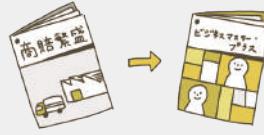
(注6) 貴社に損害賠償責任が認められた場合はお支払いの対象となります。具体的な行動を行った個人のみに損害賠償責任が認められた場合はお支払いの対象となりません。

(注7) 仕事を遂行するために被保険者が、有償であると無償であるとを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物をいいます。

それぞれの特約において、このページに記載のもののほか、特約の趣旨に反しない範囲で賠償ユニットの「保険金をお支払いできない場合」が適用されます。詳しくは、P.42～P.44および、普通保険約款・各特約をご覧ください。

## ■ その他の特約

### ワイドプラン 限定補償特約 (商賠繁盛) (ワイドのみ)



### ■ 保険金をお支払いする主な場合

賠償ユニットの補償内容を、損保ジャパンの「商賠繁盛<sup>(※)</sup>」と同等の補償内容に変更する特約です。「商賠繁盛<sup>(※)</sup>」から移行されたお客様のご契約(その継続契約を含む)のみ、この特約をセットすることができます。

この特約をセットする場合、人格権侵害の保険金額は被害者1名について100万円、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

この特約をセットする場合、以下の損害は保険金をお支払いできません。

### ■ 業種共通

- 受託不動産危険に起因する損害
- 受託物危険固有

- ① 施設内かつ保管を引き受けた物以外の受託物の損害
- ② 自動車、車両、家畜、生動物、植物、コンテナまたは船舶が施設内保管物である場合の損害
- ③ 修理もしくは加工上の過失または欠陥による財物の損壊
- ④ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による財物の損壊

- ⑤ 受託物の紛失
- ⑥ 使用不能損害

- 国外流出製造物等の損害
- 建具等修理費用

### ■ 工事業固有

- リース・レンタル用品<sup>(注7)</sup>に発生した財物の損壊

※この特約をセットすることにより、工事の発注者は被保険者から除かれます。

### ■ 物流業固有

- 受託貨物が生鮮、冷凍、冷蔵もしくは塩蔵飲食料品、冷凍、冷蔵もしくは保冷貨物、青果野菜類、植物またはばら積貨物である場合は、次に掲げる事故以外の損害
- ① 火災、爆発または受託貨物積載中の輸送用具の衝突、転覆もしくは墜落

- ② 受託貨物積載中の輸送用具が他の輸送用具に搭乗中である場合は、その他の輸送用具の衝突、沈没、座礁、座洲、転覆、脱線もしくは墜落によって生じた事故または受託貨物の盗難もしくは荷造りごとの不着

- 受託貨物のうち自動車、原動機付自転車および舟艇類に発生した財物の損壊

- 冷凍・冷蔵装置に保管される受託貨物の温度変化によって生じた財物の損壊

- 受託貨物の使用不能損害

など

(※) 商賠繁盛とは、賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、商賠繁盛追加条項等が適用された賠償責任保険です。

すべてのユニットにセットすることができるオプション特約もございます。 詳しくは P.63、P.64

# 【基本補償についての詳細なご説明】

## 基本補償についての詳細なご説明

### お支払いする保険金の内容（基本補償①）

#### ■ 保険金の種類

日本国内<sup>(注1)</sup>で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為<sup>(注2)</sup>により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)<sup>(注3)</sup>を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとの支払限度額は次のとおりです。

損害の種類		支払限度額	
<b>身体の障害</b>		保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度	
<b>人格権侵害・宣伝障害<sup>(注4)</sup></b>			
<b>財物の損壊</b>	<b>財物の損傷等およびその結果発生する使用不能</b>	1事故1,000万円限度	
	<b>損傷等の発生していない財物の使用不能<sup>(注4)(注5)</sup></b>		
<b>受託物</b>	<b>製造物自体・作業の結果自体の損壊<sup>(注4)</sup></b>	1回の事故について次のいずれか低い額 ア. ご契約時に選択した支払限度額(100万円・500万円・1,000万円) イ. 時価額	
	<b>損傷等、紛失、盗取、詐取</b>		
	<b>損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能<sup>(注4)</sup></b>		
<b>受託不動産</b>	<b>損傷等<sup>(注6)</sup></b>	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度	
	<b>損傷等の結果発生する使用不能<sup>(注4)(注6)</sup></b>		
<b>受託貨物 (物流業務のみ)</b>	<b>損傷等、紛失、盗取、詐取</b>	1回の事故について次のいずれか低い額 <sup>(注7)</sup> ア. 受託貨物危険の保険金額 イ. 仕切状・納品書がある貨物については、その状面価格(ただし、運送貨および諸掛りが含まれていない場合はこれを加算した額)、寄託申込書がある場合は寄託申込価格。ただし、これらの書類がない場合は受託貨物の時価	
	<b>使用不能<sup>(注4)</sup></b>		

**【ご注意】** 被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

用語	説明
<b>損傷等</b>	滅失、損傷または汚損をいいます。
<b>身体の障害</b>	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
<b>財物の損壊</b>	● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
<b>施設・業務遂行危険</b>	施設の所有・使用・管理、および業務 <sup>(注8)</sup> に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
<b>製造物・完成作業危険</b>	製造物および作業の結果 <sup>(注9)</sup> に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
<b>受託物危険</b>	受託物 <sup>(注10)</sup> に発生したすべての財物の損壊をいいます。
<b>受託不動産危険</b>	貴社が借用する不動産 <sup>(注11)</sup> に発生したすべての財物の損壊をいいます。
<b>人格権侵害</b>	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 <sup>(注12)</sup>
<b>宣伝障害</b>	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

**ワイド** :ワイドプラン **エコノミー** :エコノミープラン

(注1) 製造物・完成作業危険においては、貴社の役員、従業員等以外の日本在住者が日本国外に持ち出した国内向け製品により、日本国外において発生した事故は補償の対象となります。ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。また、貴社に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合などは補償の対象外です。

(注2) 事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所における業務上の行為となります。

(注3) なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。(受託貨物危険は、5万円または10万円からお選びいただけます。)

(注4) **エコノミー** の場合は、お支払いの対象となりません。

(注5) 介護業務の場合はサービス利用者が行方不明中に行った行為により発生した他物の使用不能損害を含みます。

(注6) 貴社が借用する社宅等に発生した財物の損壊は、火災・破裂または爆発による事故にかぎり保険金をお支払いします。ただし、**エコノミー** の場合は、お支払いの対象となりません。

(注7) 事故の原因が火災、落雷、破裂、または爆発もしくは風災、雹災および雪災のときは、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

(注8) 事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務

(注9) 事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された製造物および作業の結果

(注10) 事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物

(注11) 事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所および商品・製品等の保管場所

②損害防止費用 <sup>(注12)</sup>	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。								
③権利保全費用 <sup>(注12)</sup>	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。								
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。								
⑤協力費用 <sup>(注12)</sup>	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。								
⑥初期対応費用 <sup>(注12)(注13)</sup>	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。								
⑦争訟対応費用 <sup>(注12)(注13)</sup>	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。								
⑧見舞費用 <sup>(注12)</sup> (ワイドのみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用について、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。								
⑨対物超過費用 <sup>(注14)</sup>	被害財物 <sup>(注15)</sup> の復旧費がその時価を超えると損保ジャパンが認める場合において、被害者からの請求に基づき、貴社がその被害財物の復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用について、被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円を限度、1事故につき100万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。								
⑩受託貨物事故付帯費用 <sup>(注12)</sup> (物流業務のみ)	次の(A)から(E)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。 次の(I)から(E)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険事故 <sup>(注16)</sup> が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>(A)廃棄等費用</td> <td>受託貨物の取り扱い、取り扱い清掃、搬出および廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。</td> </tr> <tr> <td>(イ)検査費用</td> <td>受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎります。</td> </tr> <tr> <td>(ウ)継搬費用</td> <td>受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込み、仕分け、および再梱包に要する費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)</td> </tr> <tr> <td>(エ)緊急輸送費用</td> <td>受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。</td> </tr> </table>	(A)廃棄等費用	受託貨物の取り扱い、取り扱い清掃、搬出および廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。	(イ)検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎります。	(ウ)継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込み、仕分け、および再梱包に要する費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)	(エ)緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。
(A)廃棄等費用	受託貨物の取り扱い、取り扱い清掃、搬出および廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。								
(イ)検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎります。								
(ウ)継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込み、仕分け、および再梱包に要する費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)								
(エ)緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。								
⑪建具等修理費用	貴社が借用する不動産 <sup>(注17)</sup> に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。ただし、貴社が借用する住宅等に生じた損害は除きます。								

## ■補償の対象となる方（被保険者）

以下の方が被保険者となります。ご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款・各特約をご確認ください。

- 貴社(保険契約申込書の記名被保険者欄に記載される方)
- 貴社の下請負人
- (工事業務のみ)貴社の請負工事の発注者(元請工事の場合にかぎります)
- (介護業務のみ)貴社の協力会員、住宅改修業務を行う貴社の下請負人およびその役員・使用者など
- 貴社の役員・使用者
- 貴社の下請負人の役員・使用者

ゴルフ場内専用車<sup>(注18)</sup>の使用または管理に起因する事故の場合、以下の方も被保険者となります。（ゴルフ場運営業務のみ）

- 貴社の承諾を得て、ゴルフ場内専用車を使用または管理中の方(プレーヤーおよびキャディーを含みます)。

「施設・業務遂行危険に起因する損害の場合、以下の方も被保険者となります。

- 指定管理業務<sup>(注19)</sup>について貴社をその業務の遂行者として指定した地方公共団体
- 貴社から指定管理業務<sup>(注19)</sup>を受託したすべての事業者

(注12) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注13) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注14) 受託不動産危険に起因する損害については保険金をお支払いしません。

(注15) 有償であると無償であると問わず、貴社が仕事を遂行するために、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物を含みません。

(注16) 次のいずれかの事由が発生したことをいいます。①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、雹災または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎります。⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 ⑩共同海損犠牲損害

(注17) 社宅等および借用許可を得ていない不動産は含みません。また、事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所を借用している場合はその事業所建物となります。

(注18) 次の①および②の条件をいずれも満たす車両をいいます。①自動車登録ファイルに車両登録がされていない(ナンバープレートのない)車両②もっぱらゴルフ場内において、記名被保険者により、記名被保険者が行うゴルフ場運営業務の目的に従って使用または管理される車両

また、ゴルフ場内専用車に自賠責保険等または自動車保険等が契約されている場合は、それまで支払われるべき保険金の合計額を超える額がこの補償でのお支払いの対象となります。

(注19) 地方公共団体による指定に基づく指定管理施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める公の施設)の管理業務をいいます。

# 【基本補償についての詳細なご説明】

## お支払いする保険金の内容（基本補償② サイバーリスク賠償責任補償特約）

### ■ 保険金のお支払い対象となる事由<sup>(注1)</sup>

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①の事由以外の、次のアからウの事由
  - ア. デジタルコンテンツ不当事由<sup>(注2)</sup>
  - イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
  - ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行またはITサービス業務の提供にあたり生じた偶然な事由
- ③ サイバー攻撃に起因して発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊

### ■ 保険金の種類

保険金のお支払い対象となる事由に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、貴社が負担した次のものに対して保険金をお支払いします。なお、一連の損害賠償請求について、①～③を合計してサイバーリスク賠償責任補償特約の保険金額を限度とします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、料金、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(業務の結果を保証することを含みます。)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
② 争訟費用	貴社が損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用

保険金のお支払い対象となる事由またはサイバー攻撃のおそれが発生した場合に、それに対応するために貴社が負担した次のものに対して保険金をお支払いします。なお、1回の事故につき、④～⑧を合計して、特約の保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。ただし、サイバーリスク賠償責任補償特約の保険金額100万円(費用保険金額30万円)を選択した場合は④情報漏えい時広報・見舞等対応費用のみ補償対象です。

情報漏えい対応費用	事故対応関連費用	文書作成のために要する費用や事故の対応のために要する貴社の役員・使用人等の交通費および宿泊費、超過勤務手当等の人件費、コールセンターの設置、運営等の費用、弁護士等への相談費用など <sup>(注3)</sup> をお支払いします。
	個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用について、1名につき1,000円を限度(ただし、見舞品の発送費用は除きます。)としてお支払いします。
	法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用などについて、⑥法人謝罪対応費用と合算して1法人につき10万円を限度(なお、貴社が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。)としてお支払いします。
	事故対応関連費用	事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用、事故の原因調査および再現実験に要する費用、事故の拡大の防止に努めるために要した費用など <sup>(注3)</sup> をお支払いします。
	認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用をお支払いします。
	不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用をお支払いします。
	再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用 <sup>(注4)</sup> をいい、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、再発防止策の結果もしくは実施状況に関する報告書発行または報告会開催に要する費用等を含みます。
	データ復旧費用 <sup>(注5)</sup>	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のウェブサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次の費用をお支払いします。 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
	被保険者システム修復費用 <sup>(注5)</sup>	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整、試運転等の費用、消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェアの修復、再製作または再取得費用など <sup>(注3)</sup> をお支払いします。

(注1) サイバーリスク賠償責任補償特約の保険金額100万円(費用保険金額30万円)を選択した場合は、保険金のお支払い対象となる事由の②および③に対応するために貴社が負担した各種対応費用は補償の対象外です。

(注2) デジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の事由をいいます。 ①名誉毀損②プライバシーの侵害③氏名権の侵害④肖像権の侵害⑤パブリシティー権の侵害⑥広告および宣伝内容の誤り⑦情報、アイデア等の盗用⑧著作権、商標権または意匠権の侵害

(注3) 詳しくは、約款のサイバーリスク賠償責任補償特約第3章基本条項をご確認ください。

(注4) セキュリティ対策を実施するための初期投資費用、導入費用等の費用をいい、支払形態、請求方法または費用名称がいかなるものであってもセキュリティ対策を継続的に維持、運用、メンテナンス等をする費用を除きます。

(注5) サイバー攻撃の実行者またはそれに加担する者から不当に要求される金銭等の脅迫金は補償される費用に含みません。なお、ここでいう「金銭等」とは、通貨、紙幣等の金銭、暗号資産、電子マネーおよび有価証券等の市場価値を有する金融商品をいいます。

⑥事故対応特別費用	事故対応関連費用	④情報漏えい時広報・見舞等対応費用と⑤情報漏えい時原因究明・再発防止等対策費用の事故対応関連費用に同じ。
	再発防止費用	⑤情報漏えい時原因究明・再発防止等対策費用の再発防止費用に同じ。
	データ復旧費用 <sup>(注5)</sup>	⑤情報漏えい時原因究明・再発防止等対策費用のデータ復旧費用に同じ。
	被保険者システム修復費用 <sup>(注5)</sup>	⑤情報漏えい時原因究明・再発防止等対策費用の被保険者システム修復費用に同じ。
	法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品の購入費用および発送費用について、1法人につき5万円を限度にお支払いします。なお、被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合は、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。
	サイバー対人見舞費用	サイバー攻撃に起因して他人の身体の障害が発生したことに関して、身体の障害を被った者に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用について、身体の障害を被った者1名あたり10万円を限度にお支払いします。
⑦法令等対応費用	報告・調査対応費用	弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用、文書の作成および公的機関への報告にかかる費用、貴社の役員・使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費、資料の翻訳にかかる費用、証拠収集費用などをお支払いします。
	訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判断または差し止め命令を請求するため法的手続きをうために負担した費用をお支払いします。
	再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用をお支払いします。
⑧サイバー攻撃対応費用	調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用をお支払いします。
	遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用をお支払いします。
	事故対応関連費用	事故の原因調査および再現実験に要する費用、弁護士等への相談費用、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用をお支払いします。ただし、実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

## ■ 補償対象となる方（被保険者）

- 貴社(保険契約申込書の記名被保険者欄に記載される方)
- 貴社の役員・使用人

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ■ 身体の障害・財物の損壊・サイバーリスク賠償責任補償特約に関する事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
  - 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
  - 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
  - 産業廃棄物処理業務によって生じた環境汚染またはそのおそれにつき起因する損害
  - 特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任（オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。）
  - 記名被保険者の所有物の財物の損壊
  - 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊。ただし、国外流出製作物等に起因する損害については、保険金を支払います。
  - 弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
  - 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
  - サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（受託不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。）。ただし、サイバーリスク賠償責任補償特約をセットしたご契約の場合はお支払いの対象となります。
- など

### ■ 身体の障害・財物の損壊に関する事由

#### ＜施設・業務遂行に関する固有の事由＞

- 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、貴社が所有または賃借する施設内にある車両、工事現場内または仕事現場内にある建設用工作車、構内専用車または非所有フォークリフト（非所有フォークリフトは物流業務にかかる）、販売、リース等を目的として展示されている自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険金を支払います。）
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業、工事に使用されている間の船舶などに起因する事故については、保険金を支払います。）
- 麗挨または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊（オプションの「地盤崩壊危険補償特約」をセットいただくことにより、一部の工事を除きお支払いの対象となります。）
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害
- 水の汚染による漁獲高の減少、または漁獲物の品質の低下
- 身体の美容または整形の業務の遂行に起因する損害。ただし、理容師法に規定する理容師が行う理容業務または美容師法に規定する美容師が行う美容業務に起因する損害に対しては、保険金を支払います。
- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担したビルメンテナンス対象施設の盗取または詐取
- ビルメンテナンス対象施設の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊など

# 【基本補償についての詳細なご説明】

## 〈製造物・完成作業に関する固有の事由〉

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製造物のみ、または作業の結果のみに生じた財物の損壊
- 【ご注意】(ワイド)の場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
  - ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
  - ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
  - ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 製造物等が医薬品等、農薬、食品の場合において、直接であると間接であるとを問わず、製造物等がその意図された効能等を発揮しなかったことに起因して負担する損害賠償責任。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害については、保険金を支払います。
- 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する損害賠償責任
- 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する損害賠償責任
- DES、クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害、アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害、筋肉注射によるとする筋拘縮症、キノホルムによるとするスモン、経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する損害賠償責任
- 後天性免疫不全症候群に起因するすべての身体の障害に起因する損害賠償責任
- Lトリプトファンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病に起因する損害賠償責任

## 〈受託物・受託貨物に関する固有の事由〉

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人人が行い、または加担した受託物・受託貨物の盗取または詐取
- 受託物・受託貨物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物・受託貨物の財物の損壊。ただし、受託自動車が受託物である場合は、その受託自動車が委託者に引き渡された後に発見された受託自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取。

## 〈受託物に関する固有の事由〉

- 修理、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊。ただし、火災、爆発による損壊の場合やジャッキアップなどの作業による損壊の場合は、保険金を支払います。
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

## 〈借用建物(受託不動産)に関する固有の事由〉

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合は保険金を支払います。)
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

## ■ 人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

## ■ 建具等の修理に関する事由

- ご契約者、記名被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出しあつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

一部の業務に起因する事故については、上記の事由のほか、次の事由について保険金をお支払いできません。

## ■ 物流業務固有

- 次の者により輸送用具が運転または操縦されている間に発生した事故
  - ①その輸送用具の法令に定められた運転資格または操縦資格を持たない者
  - ②酒気帯び状態の運転者または操縦者
  - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用により正常運転または操縦ができないおそれがある状態にある者または使用常習者
- 受託物または受託貨物のうち、家畜、生動物、生魚、その他これらに類するものに生じた財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 保険金を受け取るべき者の故意
- 荷造りの不完全
- 貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反
- 輸送用具または輸送方法の不適
- 公権力による処分
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊
- 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外來の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。
- 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、搔き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外來の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。

## ■ 工事業務固有

- 被保険者が借用する物(リース・レンタル用品を除きます。)に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 支給材等に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- リース・レンタル用品について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見されたリース・レンタル用品に生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- リース・レンタル用品に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業によりリース・レンタル用品に生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 電気的または機械的原因によりリース・レンタル用品に生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 傷、汚れ等の外観上ののみの財物の損壊でリース・レンタル用品が有する機能上の支障がない財物の損壊に起因する損害賠償責任

- リース・レンタル用品の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 正当な取扱方法等に従わずにリース・レンタル用品に生じた財物の損壊に起因する損害賠償責任 など

## ■介護業務固有

- サービス利用者が行方不明中に行った行為により発生した他物の使用不能損害における、次の損害。
  - ①サービス利用者の故意または重過失に起因する損害
  - ②身体の障害または財物の損壊に起因する損害

## ■警備等業務固有

- 記名被保険者が警備業法(昭和47年法律第117号)および道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく認定、免許を受けずに、または認定、免許を取り消された時以後に遂行した業務に起因する損害賠償責任
- 警備等契約書に基づかない警備等業務および運送契約書に基づかない運送業務の遂行に起因する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する航空機、自動車または警備等契約書の警備対象区域外(運送契約書の運送対象区域外を含みます。)にある車両もしくは船舶による事故に起因する損害賠償責任
- 記名被保険者の使用人の労働争議に起因して負担する損害賠償責任
- 被保険者が遂行する警備等業務の依頼人とその使用人との間に発生した労働争議に起因して、依頼人に対して負担する損害賠償責任 など

## ■ゴルフ場運営業務固有

- 車両登録されている(ナンバープレートのある)ゴルフ場内専用車による事故
- ゴルフ場内専用車のゴルフ場外または一般道路上での所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任
- ゴルフ場内専用車の積載物の損壊に起因して生じた損害賠償責任 など

## ■サイバーリスク賠償責任補償特約固有の事由

### 〈共通の事由〉

- 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為
- この保険契約の保険期間の初日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為
- この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていいた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- 通常の業務の範囲でない行為。通常の業務の範囲を超えたITサービス業務の提供を含みます。
- ITサービス業務の提供にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したITサービス業務を提供した場合における、次に掲げる事故
  - ①通常要するテストを実施していないITサービス業務の瑕疵によつて生じた事故
  - ②ITサービス業務の瑕疵によって、そのITサービス業務のテスト期間内、試用期間内または提供した顧客の正式使用後1か月以内に生じた事故
- 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損傷等または故障
- 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害については、保険金をお支払いします。

(注1) 記名被保険者の顧客が自らの操作によって現金を出金または入金できる機械をいい、現金自動支払機および現金自動預金機を含みます。

(注2) 暗号資産、電子マネーその他これらに類するものを含みます。

- 被保険者の業務の対価(販売代金、手数料、報酬等をいいます。)の見積もりまたは返還
- 差押え、徵発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合における、次の①または②
  - ①前払式支払手段の不正な操作または移動
  - ②不正な為替取引または資金移動
- 次の事由に起因して発生した費用
  - ①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
  - ②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
  - ③記名被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれにつながったことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかつたことに起因して発生した費用
- 記名被保険者が金融機関である場合、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由に起因する損害
  - ①預貯金、保険、商品先物、外国為替、金融商品その他これらに類するものの取引、手続き、決済等、または紛失、盗取、詐取もしくは消失
  - ②被保険者システム、記名被保険者が他の金融機関と相互にデータ通信を行うためのシステムもしくは現金自動預入支払機<sup>(注1)</sup>を通じて行われる資金<sup>(注2)</sup>または財産の移転
  - ③コンピュータシステムを通じた振込、振替、売買、その他の各種取引に関して記名被保険者が顧客に対して提供するサービスにおいて、サービスの利用にあたり、記名被保険者が顧客本人であることを確認する目的で使用するID、パスワード等の情報が顧客以外の第三者によって不正に利用されること
- この特約で保険金を支払うべき損害が発生した場合において、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことにより、損保ジャパンが次に掲げる事由に基づく制裁、禁止または制限を受けるおそれがあるとき
  - ①国際連合の決議
  - ②欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる措置、法律または規則
- 保険金を支払うべき損害が発生した国または地域において、保険金支払が禁止されている損害
- この追加条項が付帯された保険契約において、直接であると間接であるとを問わず、戦争等(国家関与型サイバー攻撃を含みます。)に起因する損害 など

### 〈保険金のお支払い対象となる事由①および②固有の事由〉

- 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
  - ①火災、破裂または爆発
  - ②保険金をお支払いする事由②イまたはウによる被保険者システムの損傷等または機能の停止

### 〈保険金のお支払い対象となる事由③固有の事由〉

- 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
  - ①火災、破裂または爆発
  - ②サイバー攻撃
- 次に掲げる事由に起因する損害または費用
  - ①排水または排気
  - ②政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帶する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- 受託自動車に生じた財物の損壊に起因する損害または費用。ただし、その受託自動車が作業受託物に該当する場合は、保険金をお支払いします。 など





## オプション特約の概要

### ■補償の対象となるケガ等を追加する特約

#### 天災危険補償特約



##### ■保険金をお支払いする主な場合

地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(傷害ユニットおよび次の特約によりお支払いする保険金を合算して、保険期間を通じて1被保険者について10億円が限度となります。)

- ・使用者賠償責任補償特約(特約コードLE)
- ・入院一時金補償保険金支払特約(特約コードA2)
- ・退院療養一時金補償保険金支払特約(特約コードA3)
- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約(特約コードA4)
- ・休業補償保険金支払特約(特約コードAB)
- ・入通院臨時費用補償特約(特約コードAC)

使用者賠償責任補償特約をセットしている場合は、使用者賠償責任補償特約についても補償されます。

#### 脳・心疾患等補償特約

##### ■保険金をお支払いする主な場合

政府労災の給付が決定された次の①から④についても補償する特約です。

使用者賠償責任補償特約をセットしている場合は、使用者賠償責任補償特約の補償についても次の①から④が加わります。

- ① 脳血管疾患
  - ② 虚血性心疾患等
  - ③ 精神障害
  - ④ ③の結果としての自殺
- ※ 補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償の対象となります。
- ※ P.51の⑥臨時費用保険金は補償の対象外です。

### ■お支払いする保険金の種類を追加する特約

#### 入院一時金 補償保険金支払特約



##### ■保険金をお支払いする主な場合

業務中のケガ<sup>(注1)</sup>などにより入院され、次の①および②に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いする特約です。

- ① 入院補償保険金が支払われること
- ② 実際に入院した日数が特約の基準日数を超えてのこと

##### ■保険金をお支払いできない主な場合

入院した初日に退院した場合には入院一時金補償保険金を支払いません。

#### 退院療養一時金 補償保険金支払特約



##### ■保険金をお支払いする主な場合

業務中のケガ<sup>(注1)</sup>などにより入院され、次の①および②に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いする特約です。

- ① 入院補償保険金が支払われること
- ② 実際に入院した日数が特約の基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること

#### 休業補償保険金 支払特約



##### ■保険金をお支払いする主な場合

業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責日数(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき特約の休業保険金日額を限度にお支払いする特約です。

##### ■保険金をお支払いできない主な場合

免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した後にその就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合には、再発した就業不能に対しては休業補償保険金をお支払いしません。

(注1) 業務外のケガも対象とすることができます。

## 入通院臨時費用 補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された費用等<sup>(※)</sup>を補償する特約です。

(※)以下の費用をお支払いの対象とします。

- ① 公的医療保険制度に規定する一部負担金およびその他補償対象者が治療のために病院、診療所に支払った費用
  - ② 医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用
  - ③ 入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養費および生活療養費のうち食事の提供に要する費用
- など

## ■補償対象者に関する特約



## 共同企業体（甲型JV）の取扱いに関する特約

### ■保険金をお支払いする主な場合

貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、その企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。

※ 補償対象者は、貴社の正規従業員・臨時雇従業員、役員・個人事業主(補償対象とする場合)となります。P.45の傷害プラン(個別設定人数方式)の場合は、自動的にセットされます。

## ■保険金のお支払方法に関する特約



## 保険金支払に関する特約

### ■保険金をお支払いする主な場合

保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定していない場合にセットする特約です。

# 【オプション特約の概要】

## ■企業のための補償

### 育児・疾病・ 介護休業費用補償特約

#### ■保険金をお支払いする主な場合

補償対象者(貴社の役員・個人事業主・使用人)が、次のいずれかの事由に該当した結果、貴社が負担する費用を補償します。

補償対象者の養育する子の出産または育児のために休業を開始し、休業した期間が次の掲げる所定の日数以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。

育児休業事由	補償対象者	事由	休業期間の要件
	被保険者の使用者	産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合	左記休業期間を合算して31日以上
	被保険者の役員・事業主本人	養育する子の出産またはその養育のために休業を取得した場合 <sup>(注1)</sup>	休業開始日から連続して休業した期間が31日以上

補償対象者が、疾病休業を要する状態<sup>(注2)</sup>となったことにより休業を開始し、その休業が開始した日から同一の疾病を原因として休業した期間が連続して31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。

疾病休業事由	補償対象者	事由
	被保険者の使用者	次のいずれかの場合 ・健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ・疾病休業事由に該当した休業期間中に被保険者から報酬の全部または一部を受けることを理由として、健康保険法等に定める傷病手当金の給付対象とならない場合は、損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合 ・補償対象者が被った疾病が、労災保険法等による給付対象となることを理由として健康保険法等による給付対象とならない場合は、労災保険法等による給付が決定された場合
	被保険者の役員・事業主本人	損保ジャパンの定める医師の診断書が取り付けられた場合



### 子育て介護応援特約

補償対象者が、対象親族<sup>(注3)</sup>の介護のための休業を開始し、その休業が開始した日から連続して休業した期間が31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに次の事由に該当する場合にかぎります。

介護休業事由	補償対象者	事由
	被保険者の使用者	対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合
	被保険者の役員・事業主本人	対象親族が要介護状態 <sup>(注4)</sup> である場合 <sup>(注5)</sup>

#### ■保険金額とてん補期間

疾病・介護休業費用保険金額	50万円・100万円から選択いただけます。
育児休業費用保険金額	0万円・50万円から選択いただけます。
てん補期間	休業を開始した日からその日を含めて365日

対象となる費用の範囲	
①	補償対象者に対する社会保険料 <sup>(注6)</sup>
②	補償対象者の代替のための求人、採用等に関する費用
③	補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した②以外の費用 <sup>(注7)</sup>
④	補償対象者が職場に復帰する <sup>(注8)</sup> にあたり、業務の遂行を支援するために要した職場環境整備費用
⑤	補償対象者のお見舞いに関する費用。ただし、貴社または事業主の対象親族である補償対象者に支払う費用は除きます。
⑥	貴社が損保ジャパンの書面による同意を得て支出した日本国内で行う次のいずれかに該当するコンサルティング <sup>(注9)</sup> に関する費用。ただし、通常支出している人件費、弁護士顧問料等を除きます。 ア. 補償対象者が休業したことに関する相談等の対応 イ. 再発防止対応

※①⑤⑥の費用は、育児休業事由においてお支払いの対象なりません。

※①から⑥までの費用は、休業期間に要した費用にかぎります。ただし、てん補期間を限度とします。また、①の費用については、貴社が支出した費用のうち、社会保険料対応期間に対応する額になります。

※③および④の損害は合算して20万円、⑤の損害は10万円をそれぞれ支払限度額とします。

(注1) その子が1歳に達する日までに取得した休業にかぎります。

(注2) 补償対象者が、次のいずれかの場合に該当したことにより休業を必要とする状態をいいます。①八大疾病を被った場合 ②精神障害の発病が医師により診断された場合 ③①および②以外の疾病を被り、入院を伴う治療を行った場合

(注3) 次のいずれかの者またはこれらの者に準ずる者として育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で定める者をいいます。ただし、補償対象者との続柄は、休業を開始した時におけるものをいいます。①補償対象者の配偶者 ②補償対象者またはその配偶者の父母 ③補償対象者またはその配偶者の子 ④補償対象者の祖父母 ⑤補償対象者の孫 ⑥補償対象者の兄弟姉妹

(注4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

(注5) 初年度契約の保険期間の開始日以降、同一の親族ごとに1回の休業にかぎります。

(注6) 社会保険料について規定しているそれぞれの法令において事業主が負担することが定められている額にかぎります。

(注7) 残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金・外注費および代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。

(注8) 休業期間を終え、被保険者の業務に再び従事することをいいます。この場合において、業務に従事する場所は問いません。

(注9) コンサルティング事業者<sup>(注10)</sup>が行う支援、指導または助言業務をいいます。

(注10) 补償対象者の疾病または対象親族の介護に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。



## 【基本補償についての詳細なご説明】

### 基本補償についての詳細なご説明

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。)次の「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の①または②を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ① 貴社が法定外補償規定(災害補償規程など)に基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- ② 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

### ご契約のご検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。

公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)

### お支払いする保険金の内容

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

#### ■保険金の種類

①死亡補償保険金 <sup>(注1)</sup>	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて保険証券記載の保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。 <b>【ご注意】</b> 第1級から第13級までの後遺障害が2種類以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計割合が限度となります。
③入院補償保険金	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 <b>【ご注意】</b> 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 <sup>(注3)</sup>	次のアまたはイの費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 <sup>(注4)</sup> に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア.以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 <sup>(注4)</sup> に対して、10万円を限度にお支払いします。
⑦入院一時金補償保険金 <sup>(注5)</sup>	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により入院され、次のアおよびイに掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑧退院療養一時金補償保険金 <sup>(注5)</sup>	業務中のケガなど <sup>(注2)</sup> により入院され、次のアおよびイに掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。補償期間(てん補期間)は、180日・362日・727日・1,092日から選択いただけます。

※ ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注3) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注4) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなれた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注5) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

## 用語のご説明

メディカル・マスター特約(長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約(実額払)、疾病入院医療保険金支払特約(日額払))はこの用語の定義を適用しません。P.55をご確認ください。

業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	貴社の業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 <sup>(注6)</sup> または大動脈解離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、法定外補償規定(災害補償規程など)により貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ■ 保険金の種類(P.51)①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者または補償を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ

### ■ 保険金の種類(P.51)①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置など

## ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

貴社において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定済みの場合には…	法定外補償規定(災害補償規程など)の内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。 なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において法定外補償規定(災害補償規程など)を制定されていない場合には…	① 災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ② この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて法定外補償規定(災害補償規程など)に定める補償金の額を限度にお支払いします。

(注6) 心臓性突然死を含みます。



※メディカル・マスター特約は傷害ユニットにセットすることができます。

## 疾病入院医療 保険金支払特約 (日額払)

病気で入院した場合、  
入院日数に応じて保険金を  
定額でお支払いします。



## 長期障害所得 補償特約

ケガや病気により  
働けなくなった場合に保険金を  
お支払いします。



# メディカル・マスター

## ご契約条件

保険金額・免責期間・てん補期間・支払限度日数は以下より選択します。

### ■ 疾病入院医療費用補償特約(実額払)

保険金額	入院1回あたりの保険金額 <sup>(注6)</sup>	50万円・100万円・200万円
	先進医療等1回あたりの保険金額 <sup>(注6)</sup>	50万円・100万円・200万円・300万円
	入院1日あたりのベッド等使用料保険金日額 <sup>(注6)(注7)</sup>	10,000円・20,000円・30,000円・40,000円

### ■ 疾病入院医療保険金支払特約(日額払)

保険金額	入院1日あたりの保険金日額	20,000円以下で設定します。
支払限度日数		40日・60日・90日・120日・180日

### ■ 長期障害所得補償特約

保険金額	就業障害期間1か月あたり	5万円・10万円・15万円
免責期間		30日・60日・90日
てん補期間		1年間・2年間

## 保険金請求方法

疾病入院医療費用補償特約(実額払)、疾病入院医療保険金支払特約(日額払)、長期障害所得補償特約の保険金は、被保険者となる個人事業主・役員、従業員ご本人から請求いただき直接お支払いします。

損保ジャパン



被保険者  
(個人事業主・役員、  
従業員ご本人)

(注6) 選択した保険金額および保険金日額を限度に保険金をお支払いします。

(注7) 選択した入院1回あたりの保険金額(50万円・100万円・200万円)の内枠でお支払いします。





# 【疾病入院医療費用補償特約(実額払)】

お支払いの対象となる費用	
疾病入院 医療費用 として対象 となる費用 (入院1回あたり)	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>⑤入院のために必要とした病院等までの交通費<sup>(注1)</sup>、医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費<sup>(注1)</sup>、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費<sup>(注1)</sup>。ただし、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に負担した費用にかぎり、先進医療等費用(患者申出療養を含みます。)にて対象となる交通費、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>⑥被保険者の療養に必要かつ有益な諸雑費(1日につき1,100円)。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用、労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>⑦被保険者と同居の親族が介護保険法第19条(市町村の認定)第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合<sup>(注2)</sup>の、被保険者が入院している期間中における次に掲げる費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p> <p>ア. 介護従事者<sup>(注3)</sup>の雇入費用<sup>(注4)</sup></p> <p>イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設への預入費用</p> <p>⑧選定療養または評価療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費<sup>(注5)</sup>、病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料および先進医療の技術に係る費用を除きます。</p> <p>⑨その他特段の事情により生じた費用のうち損保ジャパンが承認した費用。ただし、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用にかぎり、「療養の給付」等の支払の対象となる費用および労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用が含まれる場合はその費用を除きます。</p>
先進医療等費 用として対象 となる費用 (先進医療等1回 あたり)	<p>①先進医療の技術に係る費用。ただし、公的医療保険制度から給付される費用ならびに先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用および生活療養のための費用を除きます。</p> <p>②先進医療を受けるために必要とした病院等までの交通費<sup>(注1)</sup>、医師が必要と認めた病院等への転院のために必要とした交通費<sup>(注1)</sup>、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費<sup>(注1)</sup></p> <p>③先進医療を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p> <p>④患者申出療養を受けるために病院に対して支払った費用。ただし、公的医療保険制度から給付される額を除きます。</p> <p>⑤患者申出療養を受けるために必要とした病院までの交通費<sup>(注1)</sup>、転院のための交通費<sup>(注1)</sup>、および退院のために必要とした住居までの交通費<sup>(注1)</sup></p> <p>⑥患者申出療養を受けるために必要とした病院等のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した客室料</p>
疾病入院医療 費用および 先進医療等費 用から控除 される給付等	<p>①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費</p> <p>②公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付<sup>(注6)</sup></p> <p>③第三者により支払われた損害賠償金</p> <p>④被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付<sup>(注7)</sup></p>
他の保険契約 等がある場合 の保険金の支 払額	<p>この特約に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、支払責任額の合計額がこの特約が支払う保険金の額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この特約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 この特約の支払責任額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金を差し引いた残額</p>

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤③および④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ⑥④以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑨頸部症候群<sup>(注8)</sup>、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)
- ⑩被保険者のアルコール依存および薬物依存等<sup>(注9)</sup>。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑪被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」<sup>(注10)</sup>等の支払の対象となる場合を除きます。

(注1) 移送費を含みます。

(注2) 認定を受けていなくても、要介護状態または要支援状態である場合を含みます。

(注3) 介護を主たる職業とする者をいいます。

(注4) 介護従事者<sup>(注3)</sup>の紹介料および交通費を含みます。

(注5) 保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

(注6) いわゆる「附加給付」をいいます。

(注7) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

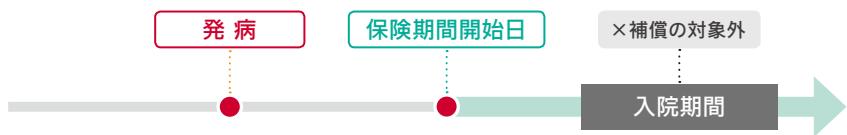
(注8) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注9) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。

(注10) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

## 保険期間の開始より前に発病していた場合について

初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注11)</sup>またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療等は、保険金のお支払いの対象になりません。



ただし初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注11)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院または先進医療等については、保険金を支払います。



## 退院した後に再度入院した場合について

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

**例** 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円をご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

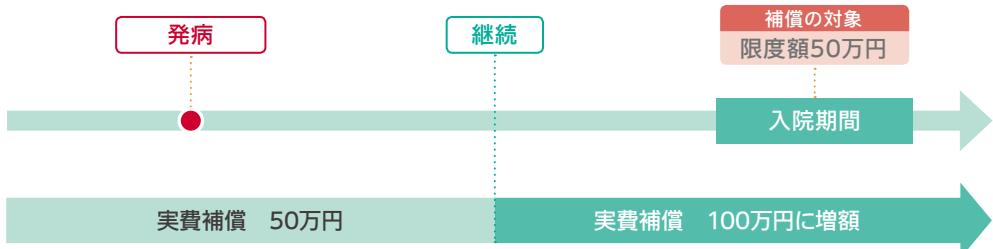
なお、入院が終了した日から180日を経過した日以前に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院と合わせて1回の入院とみなし、入院1回あたりの保険金額と支払限度日数を適用します。また、前の入院が補償の対象外であった場合は、その後の入院についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注11)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院であってもお支払いの対象にはなりません)。<sup>(注12)</sup>



## ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

**例** ご継続時に、疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



(注11) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の従業員など)についてでは、被保険者となった日をいいます。

(注12) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいただくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの病気を補償するという「疾病入院医療費用補償特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った病気については公平性の観点から保険金を支払いません。

# 【疾病入院医療保険金支払特約(日額払)】

## 疾病入院医療保険金支払特約(日額払)

### 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合

(※)この特約が付帯された保険契約が初年度契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時より前であるときは、損保ジャパンは、保険金をお支払いしません。  
また、この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合において、入院の原因となった疾病を被った時が、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いしません。

(※)入院の原因となった疾病を被った時が初年度契約の保険期間の

開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時より前であっても、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約が付帯された保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となった時以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金をお支払いします。

(※)保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。

### お支払いする保険金の主な内容

①被保険者が疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき支払限度日数(40日・60日・90日・120日・180日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院医療保険金日額をお支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{疾病入院医療保険金日額} \times \text{入院した日数}$$

②初年度契約の締結の後またはこの特約が付帯された契約(継続契約である場合は、継続前のこの特約が付帯された保険契約も含みます。)の被保険者となった後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。  
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合は、変更後の支払条件を適用します。  
ア. 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額  
イ. 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

③入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病<sup>(注2)</sup>によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、後の入院は前の入院とは異なった入院とみなし、新たに支払限度日数を適用します。

④被保険者が、保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の保険金をお支払いすべき入院とその後の保険金をお支払いすべき他の疾病による入院とを合わせて1回の入院とします。

⑤被保険者が、保険金のお支払い対象となっていない入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、その疾病を被った時に入院したものとみなし、支払限度日数を適用します。

⑥保険金のお支払いの対象となっていない身体の障害の影響で、保険金をお支払いする疾病的程度が重くなったときは、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失  
②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。  
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動  
④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由  
⑤③および④のいずれかの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由  
⑥④以外の放射線照射または放射能汚染

⑦被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

⑧被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

⑨被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」<sup>(注3)</sup>等の支払の対象となる場合を除きます。

⑩頸部症候群<sup>(注4)</sup>、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるあっても、保険金を支払いません。)

⑪被保険者のアルコール依存および薬物依存等<sup>(注5)</sup>。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

(注1) 継続契約である場合は、継続前の長期障害所得補償保険契約、入院費用契約または疾病保険契約も含みます。

(注2) 前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。

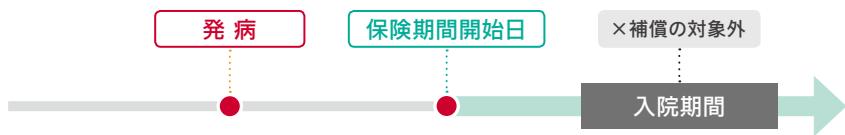
(注3) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(注4) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注5) 具体的には、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F10からF19までに規定された内容に準拠します。

## 保険期間の開始より前に発病していた場合について

初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注6)</sup>またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象になりません。



ただし初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注6)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院については、保険金を支払います。



## 退院した後に再度入院した場合について

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

### 例 疾病入院医療保険金日額(日額補償)1万円をご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。

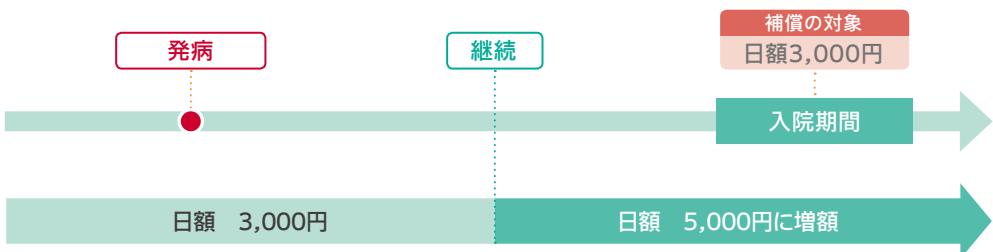
なお、入院が終了した日から180日を経過した日以前に、再び同じ病気を原因として入院をした場合は、前の入院と合わせて1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。また、前の入院が補償の対象外であった場合は、その後の入院についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注6)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院であってもお支払いの対象にはなりません)<sup>(注7)</sup>。



## ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

### 例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額した場合



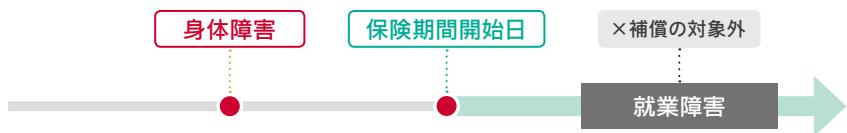
(注6) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の従業員など)について、被保険者となった日をいいます。

(注7) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいたたくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの病気を補償するという「疾病入院医療保険金支払特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った病気については公平性の観点から保険金を支払いません。



## 保険期間の開始より前に身体障害を被っていた場合について

就業障害の原因となった身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注7)</sup>またはこの契約の被保険者となった時より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。



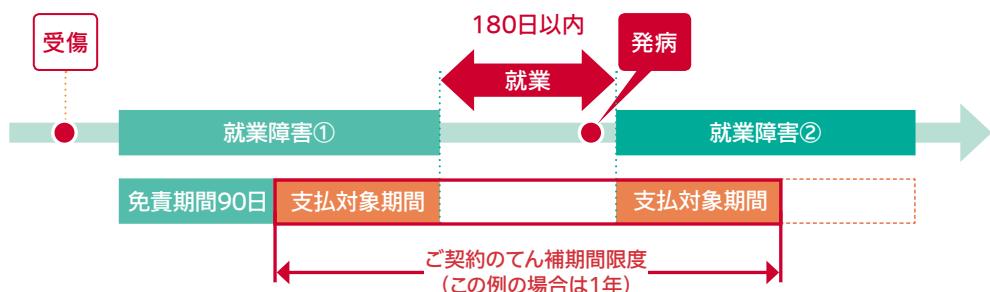
ただし初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注7)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後において開始した就業障害については、保険金を支払います。



## 再度就業障害となった場合について

免責期間を超える就業障害が終了した日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び就業障害になった場合は、前の就業障害とは異なる就業障害とみなし保険金をお支払いします。なお、免責期間を超える就業障害が終了した日を含めて180日以内に再び就業障害になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業障害とみなし、免責期間およびてん補期間を適用します。

**例** 免責期間90日、ご契約のてん補期間(お支払いの対象となる期間)1年の場合



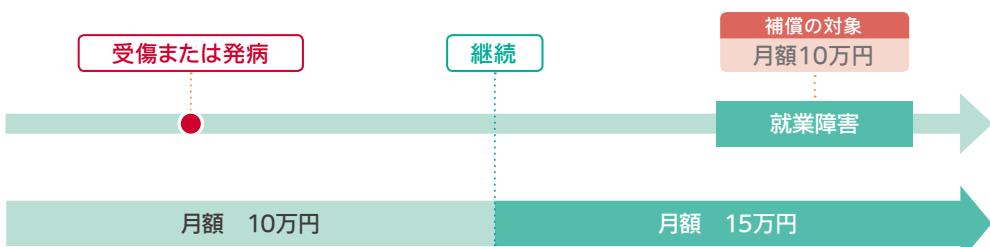
また、補償の対象外である就業障害が終了した日を含めて180日以内に再び就業障害になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わずその後の就業障害についてもお支払いの対象にはなりません(初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注7)</sup>またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した就業障害であってもお支払いの対象にはなりません)。<sup>(注8)</sup>



## ご継続時における補償内容の変更について

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガまたは病気により継続後に就業障害となったときは、継続前(ケガまたは病気を被った時)・継続後(就業障害となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

**例** ご継続時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合



(注7) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。保険期間の途中で被保険者となった方(例:中途入社の従業員など)についても、被保険者となった日をいいます。

(注8) 補償の対象となる方(被保険者)の「健康状態に関する告知」をいたたくことなく貴社の役員・従業員の皆さまの身体障害を補償するという「長期障害所得補償特約」の商品特性上、初年度契約の保険期間の開始日またはこの特約の被保険者となった時より前に被った身体障害については公平性の観点から保険金を支払いません。



# その他のオプション特約

対象プラン

総合プラン

(企業包括方式のみ)

傷害プラン

## 弁護士費用等 補償特約

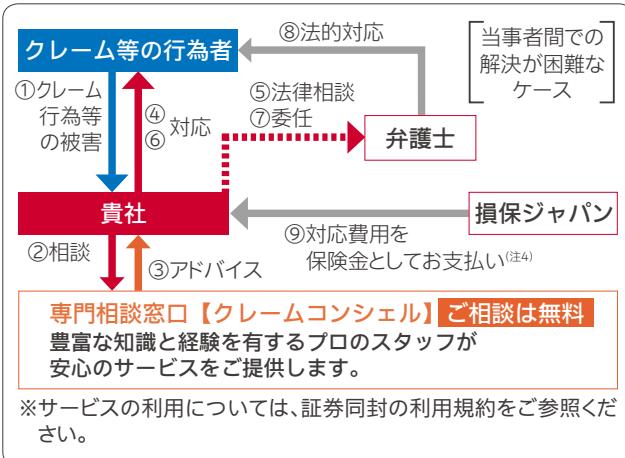


### ■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。この特約の補償の対象となる方（被保険者）は貴社（保険証券の被保険者氏名欄に記載された方）であり、対人被害に関する損害の場合は貴社の役員および使用人も含まれます。

被害の種類	被害の原因となる対象事故 <sup>(注1)</sup>	対象となる費用	支払限度額
対人被害・対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	紛争解決弁護士費用 法律相談費用	被保険者1名につき 100万円 保険期間を通じて 300万円
経済的損害	クレーム行為・ 使用人の信用毀損等の行為	業務妨害阻止対策弁護士費用 <sup>(注2)</sup> 法律相談費用	1事故につき 70万円 保険期間を通じて 140万円
	詐欺行為・知的財産権の被侵害	法律相談費用	1事故につき 10万円 保険期間を通じて 30万円

※クレームコンシェル<sup>(注3)</sup>によるクレーム解決サポートサービスも提供します。



### ■保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
  - ①差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
  - ②被保険者に対する刑の執行
  - ③所定の資格を有しない者が遂行した業務によって生じた事故
- (2) 次のいずれかの対象事故によって被った対人・対物被害による損害
  - ①被保険者が法令に定められた運転資格、操縦資格を持たないで運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
  - ②被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができる状態で運転または操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
  - ③被保険者が酒気帯び状態で運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
  - ④被保険者が、自動車等、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車等、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合は保険金を支払います。
  - ⑤被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人に生じた対象事故
- (3) 次のいずれかの対人・対物被害による損害
  - ①被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で発生した対人・対物被害
  - ②環境汚染により生じた対人・対物被害。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
  - ③記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物に存在する欠陥、自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する対物被害
  - ④記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
  - ⑤被保険者が、専門職業人としての行為（特約に規定するものをいい、医師による医療行為等を含みます。）を受けたことによって生じた対人被害
  - ⑥石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性に起因する対人・対物被害
  - ⑦外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用に起因する対人・対物被害
  - ⑧電磁波障害に起因する対人被害
  - ⑨騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害
- (10) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する対人被害
- (4) 次のいずれかの事由に起因する経済的被害による損害
  - ①記名被保険者またはその執行機関<sup>(注5)</sup>による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
  - ②記名被保険者またはその執行機関<sup>(注5)</sup>の法令違反
  - ③支払不能、破産または債権の回収
  - ④被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ

(注1) 日本国内において発生したものにかぎります。

(注2) クレーム行為および使用人の信用毀損等の行為については、対象事故に該当する行為を止めさせる措置等をするための弁護士費用を含み、行為を行った者に対して損害賠償請求を行うための弁護士費用を除きます。

(注3) 損保ジャパンが指定する、クレーム行為等を解決するための窓口をいいます。

(注4) 詐欺行為および知的財産権の被侵害に関する損害につきましては、弁護士費用はお支払い対象外となります。

(注5) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- ⑤ 私的独占、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
- ⑥ 医療行為
- (5) 被保険者が対象事故により経済的被害を被った場合において、対象事故に該当する行為を行った者に対して保険金請求権者が損害賠償請求を行うことによって負担した弁護士費用
- (6) 次のいずれかに該当する事由にかかる弁護士費用または法律相談費用
  - ① 自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求、その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者<sup>(注6)</sup>に対する損害賠償請求またはこれにかかる法律相談。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合は保険金を支払います。
  - ② 社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかる法律相談
- (7) 貴社や貴社の役員、使用人などが賠償義務者である場合または対象事故を発生させた場合(ただし、貴社の使用人が信用毀損等の行為を行った場合は、保険金を支払います。)
- (8) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害<sup>(注7)</sup>
- (9) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用または法律相談費用など

## 従業員による 不誠実行為補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

貴社の業務に従事中の使用人が、自己の職務上の地位を利用して「窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為」を行ったことによって日本国内で発生した事故により、貴社が所有する「業務用の設備・什器等および商品・製品等」または「業務用の通貨・預貯金証書・有価証券・印紙・切手その他これらに類する財物」に生じた損害を補償する特約です。(保険期間を通じて100万円が限度となります。1事故につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。)

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 穴うめ行為により生じた損害。ただし、穴うめ行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅または軽減に充当された金額を超える場合は、その超過分については除きます。
- ② 保険契約者または記名被保険者が、この保険契約の解除または保険期間が満了した時の翌日から起算して1年以降に損害ジャパンに通知した不誠実行為による損害
- ③ 加害使用人の名前が不明の場合に、記名被保険者が被った損害など

(注6) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。

(注7) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき、損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

(注8) 貴社が行う、次の①または②のいずれかの行為をいいます。①建物が対象物件である場合は、その全部またはその一部を利用者に一時的に利用させる行為。ただし、住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業に基づく民泊サービスを含み、借地借家法における建物賃貸借に該当する行為および旅館業法に定める旅館業に該当する行為を含みません。②土地が対象物件である場合は、その全部またはその一部を駐車場または駐輪場として利用者に一時的に利用させる行為。ただし、その土地が第三者が利用することができる駐車場または駐輪場の用にもっぱら供されている場合を除きます。コインパーキングや月極駐車場として使用する場合は補償対象外です。

(注9) 裁判所のほか、次に掲げる法律または他の法律の規定により、仲裁、和解その他の紛争解決手続を行う者をいいます。①弁護士法 ②司法書士法 ③裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

## シェアリングトラブル 費用補償特約



### ■保険金をお支払いする主な場合

貴社が所有する建物または土地のシェアリング行為<sup>(注8)</sup>に起因して以下のいずれかの紛争を伴う事象が発生した場合に、その解決に必要な費用を補償する特約です。(お支払限度額は、保険期間を通じて30万円・50万円・100万円からお選びください。)
 

- ① 利用者または第三者から紛争解決機関<sup>(注9)</sup>に紛争の解決を申し立てられたこと、またはそのおそれ
- ② 貴社が利用者に対する紛争の解決を紛争解決機関<sup>(注9)</sup>に申し立てるべき事象



### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 航空機または銃器の所有、使用または管理
- ② 自動車または車両の所有、使用または管理。ただし、「保険金をお支払いする主な場合」②に該当する場合は、保険金を支払います。
- ③ シェア事業者の責めに帰すべき事由による紛争
- ④ 被保険者と、その父母、配偶者、子または同居の親族との間で生じた紛争
- ⑤ 次のいずれかの場合に該当する場合に生じた紛争を解決するために費用を負担することによる損害
  - ア. 記名被保険者が提供者に該当しない場合
  - イ. 被保険者が利用者に該当する場合
  - ウ. 記名被保険者が対象物件に対して正当な所有権を有する者との契約に反してシェアリング行為を行った場合
  - エ. シェアサービスを媒介することなく対象物件が利用できる場合
  - オ. 対象物件が、利用開始からその日を含めて連続して30日を超えて同一の利用者によって利用されている場合

など

**ユニットごとにセットすることができるオプション特約は、それぞれのユニット紹介ページにございます。**





# 緊急時サポート総合サービスの対応フロー

サイバーリスク  
賠償責任補償特約

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、事故の原因調査や公表、被害者への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客様の被害拡散防止・早期復旧等を支援します。

※サイバーリスク賠償責任補償特約で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです。

※各サポート機能提供会社にお支払いいただく諸費用は、保険金額を上限に保険会社から保険金として貴社へ支払われます。なお、諸費用は保険金の支払い対象外となる場合があります。

※日本国内での対応が対象となります。

## 情報漏えいやそのおそれまたはサイバー攻撃などの異常を検知



### 事故報告／サービス利用連絡



**損保ジャパン**

損保ジャパンの保険金サービス課が状況をヒアリングの上、保険でのお支払いの対象となるかを判断。



### ①初動対応

**SOMPOリスクマネジメント(株)**

コーディネーション機能

- 事故対応窓口との連携・アドバイス
- 必要となる各種サポート機能の調整 など

利用連絡

**各サポート機能提供会社**

調査・応急対応支援機能 緊急時広報支援機能

コールセンター支援機能 信頼回復支援機能

お客さまと個別業務契約を締結。



**【お客さま】**  
対策本部の設置・対策方針の決定

### サービス利用開始

**②被害・原因調査**

**調査対応**

調査・応急対応支援機能

- 事故判定
- フォレンジック調査 など

**応急対応**

調査・応急対応支援機能

- 原因究明・影響範囲・調査支援
- 被害拡大防止アドバイス など

**③各種顧客対応**

**問い合わせ対応**

コールセンター支援機能

- コールセンターの立上げ・運営・クロージング支援 など

**広報対応**

緊急時広報支援機能

- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 新聞社告支援 ●SNS炎上対応支援
- WEBモニタリング・緊急通知 など

**④再発防止策策定・⑤事後対応**

**再発防止・事後対応**

信頼回復支援機能

- 再発防止策の実施状況について証明書を発行
- 結果公表を支援 など



# 入会のご案内

物損害ユニット

工事物ユニット

休業ユニット

賠償ユニット

傷害ユニット

メディカル・マスター

オプション特約

無料サービス

サクセスネット

ご契約の流れ

ご注意事項

## サクセスネット Success Net があなたの会社をサポートします!

中小企業のお客さまの経営に役立つ情報の提供と事業発展、福利厚生の充実とリスクマネジメント体制の向上などを図ることを目的として、第一生命と共同運営する会員制の無料サービスです。ビジネスマスター・プラスのお申込みと同時にご入会いただけます。

※お申込みからご利用まで1~2か月程度お待ちいただいております。すぐにご利用されたい場合は、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットからお申込みいただくか、サクセスネットホームページのトップ右上から直接お申込みください。

団体契約の場合は契約者のみがお申込みと同時に入会が可能です。団体契約の契約者以外が入会を希望される場合も、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットかサクセスネットホームページからお申込みください。

入会金・年会費は一切不要です。ぜひご入会ください。

●会員専用ホームページ <https://sj-successnet.kalep.net/>

### ■ サービスご利用の流れ ※サービス内容は、予告なく変更する場合があります。

#### ①入会のお申込み

会員規約に同意のうえ、申込書にメールアドレス▶会員登録用のURLが、申込書に記入し▶メールに記載のURLにアクセスし、登録を完了させてください。即日ご利用いただけます。

同一企業内でのご登録者の追加も可能です。

会員登録完了後、サクセスネットにログインいただき、マイページより追加したい同僚の方を招待してください。

#### ②会員登録URLの通知

#### ③登録の完了・各種サービスのご利用

主な  
マークの  
見方

インターネット サクセスネットホームページからご利用いただけるサービス

無料 無料でご利用いただけるサービス

TEL 電話でご利用いただけるサービス  
サービスにより電話番号が異なりますのでご注意ください

ご優待 会員ならではの優待価格でご利用いただけるサービス

## ビジネス情報

### ■ ビジネスレポート

インターネット 無料

就業規則などすぐに使える会社規定集、建設、製造、運輸などの業界動向、経営者が知っておきたいマネジメント情報等、1,000本以上のレポートをホームページ上で検索し、取り出せます。

提供会社:株式会社日本情報マート

### ■ 日経BP記事配信サービス

インターネット 無料

Powered by 日経BP BizBoard

「日経BP社」が刊行する雑誌記事やWEBニュース等を配信。絶え間なく動く業界・企業の先端情報や、最新のトレンド情報を毎月お届けします。

提供会社:株式会社日経BP

## ビジネス支援

### ■ 助成金受給可能性診断サービス、 労務リスク診断サービス

インターネット 無料

簡単なアンケートにお答えいただけで、企業の人事・労務に関する診断レポートをお届けします。全ての診断サービスで、信頼と実績のおける社会保険労務士による無料診断(60分)も可能です。

提供会社:中小企業福祉事業団

## 福利厚生

### ■ 福利厚生サービス

TEL ご優待

(福利厚生俱楽部/WELBOX)

各種福利厚生メニューが会員価格で利用できるアウトソーシングサービスです。

※実際の利用にあたっては提供会社との個別契約が必要となります。

提供会社:株式会社リコクラブ、株式会社イーウェル

## 自己啓発

### ■ 書籍ダイジェスト

ご優待

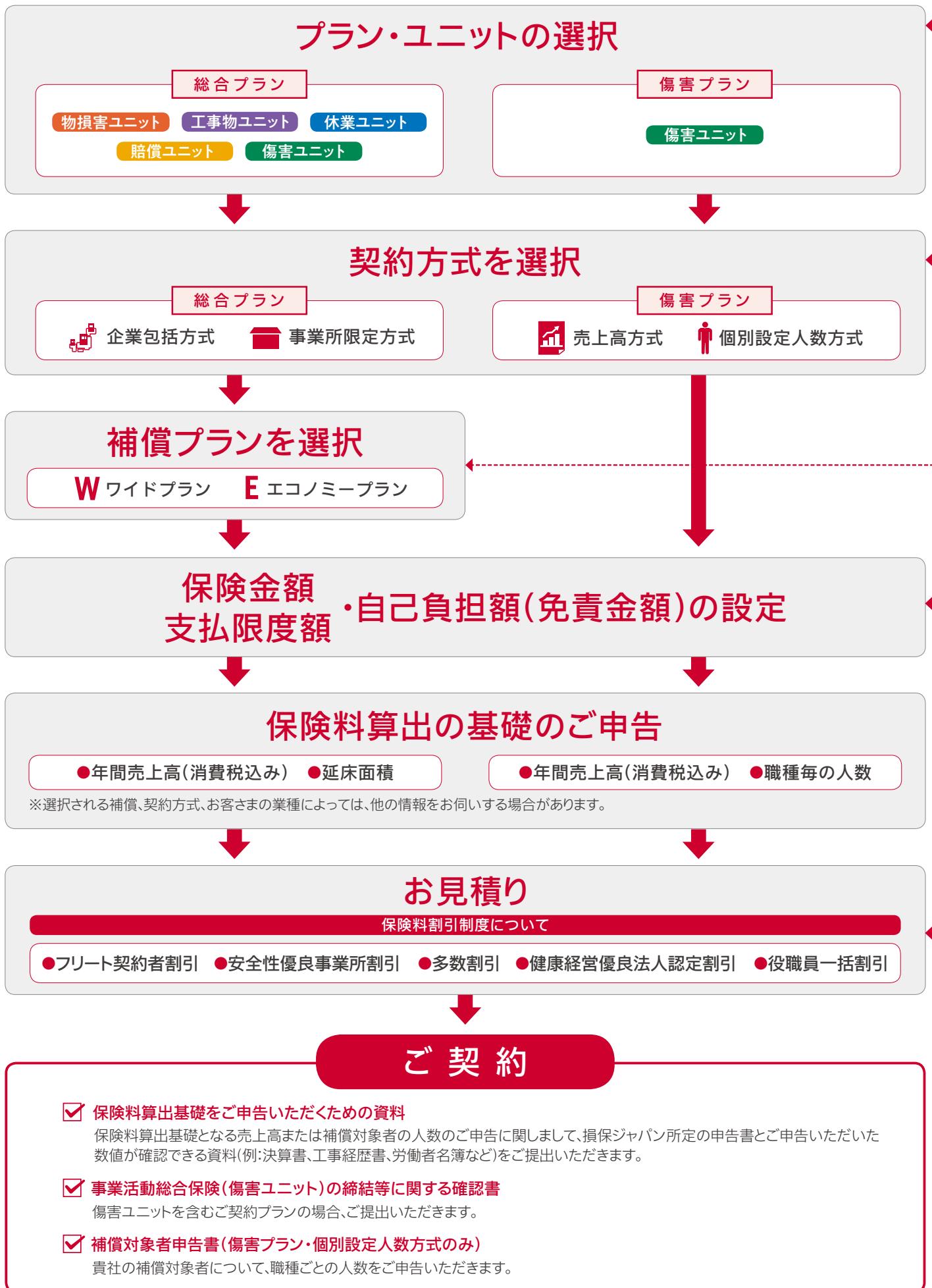
経営に役立つビジネス書のダイジェスト情報を提供します。

提供会社:日本ディタムサプライ株式会社

※サービス内容は、予告なく変更する場合がございます。

※上記はサービスの一例です。詳しくはホームページをご覧ください。

# ご契約の流れ







### ③保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ④示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。  
賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。  
なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### ③複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ④保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返りい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ⑤個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## IV > その他ご注意いただきたいこと

### ①保険期間について

- (1) この保険の保険期間は1年間です。
- (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

### ②取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。



損保ジャパンでは、お客様の利便性の向上と環境保護の一環として、インターネットを利用して損保ジャパンの公式Webサイトからご覧いただける「Web約款」サービスをご用意しております。ご契約時に選択いただき、ぜひご利用ください。

#### 商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】

**0120-888-089**

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】

- 平　　日：午前9時～午後8時  
土日 祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)  
(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎをさせていただきます。  
(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

#### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター】

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平　　日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sompo.or.jp/>)

## memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## memo

物損害ユニット

工事物ユニット

休業ユニット

賠償ユニット

傷害ユニット

メディカル・マスター

オプション特約

無料サービス

サクセスネット

ご契約の流れ

ご注意事項

大切な会社を、10年先まで

# ビジネスマスター・プラス

- ※「ビジネスマスター・プラス」は事業活動総合保険のペットネームです。
- ※「つづける事業・マスター」は休業ユニットをセットしたビジネスマスター・プラスのペットネームです。
- ※「メディカル・マスター」は長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のうち1つ以上の特約をセットしたビジネスマスター・プラスのペットネームです。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「重要事項等説明書」をご覧ください。  
また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Web約款

「普通保険約款および特約」  
は損保ジャパンの公式Web  
サイトでご覧いただけます。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

ライフクラフト株式会社  
〒132-0011  
東京都江戸川区瑞江2-6-1 パールスカイビル7F  
TEL : 03-5879-8839 / FAX : 03-5879-8188  
ホームページ : <https://lifecraft.co.jp>